

上尾市子どもの貧困対策計画

令和4年度～令和6年度

すべての子どもが 生まれ育った環境に左右されず 夢や希望
を持ち 豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育む環境をつくる



令和4年3月

上尾市

はじめに

令和元年末から発生したと見られる新型コロナウイルス感染症が全世界的な規模でまん延し、今まで私たちが過ごしてきた日常は、大きく変容した一方で、本計画のテーマである「子どもの貧困」については、この状況を背景としてより顕在化してきたと感じています。



令和元年の国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困状態にあることが示されています。「貧困」の状況にある家庭では、様々な要因から子どもの希望や意欲がそがれ、進学や就職、経済状況などに不利益をもたらしており、貧困が次の世代に連鎖していく可能性があります。この連鎖を断ち切るためには、私たち大人が社会全体で子どもを育み、支援をしていくことが重要となります。

本市では子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「上尾市子どもの貧困対策計画」を策定いたしました。策定にあたっては、市の現状を把握するための「生活実態調査」をはじめ、市民活動状況などの調査を行いました。この調査を基に「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」「包括的支援」の5つの重点施策を計画の柱として、基本目標である「すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持ち、豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育む環境をつくること」の実現を目指してまいります。計画を具現化するにあたりましては、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、上尾市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民コメントにご協力いただきました市民の皆様や関係各位に心から感謝申し上げます。



令和4年3月

上尾市長 畠山 稔

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
（1）子どもの貧困の状況.....	1
（2）国の動向.....	2
（3）県の動向.....	2
2 計画の趣旨.....	3
（1）計画策定の目的.....	3
（2）計画の位置づけ.....	3
（3）計画期間.....	3
（4）計画の対象.....	4
（5）SDGsの達成に向けた取組の推進.....	4
第2章 本市の現状と課題.....	5
1 統計からみる本市の現況.....	5
（1）人口・世帯の現況.....	5
（2）経済的支援の現況.....	12
（3）教育分野の現況.....	14
2 「上尾市子どもの生活実態調査」の概要.....	17
（1）調査目的.....	17
（2）調査の種類と調査対象.....	17
（3）調査方法及び調査期間.....	17
（4）調査項目.....	18
（5）回答状況.....	18
（6）生活困難度の判定について.....	19
3 「上尾市子どもの生活実態調査」の結果と分析.....	22
（1）アンケート調査.....	22
（2）関係団体アンケート.....	33
（3）グループヒアリング.....	37
（4）調査結果から見える課題の整理.....	39

第3章 計画の基本的な考え方.....	4 1
1 目指すべき姿.....	4 1
2 基本目標.....	4 1
第4章 計画の推進.....	4 2
1 施策の柱.....	4 2
2 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標.....	4 4
（1）教育の支援.....	4 4
（2）生活の支援.....	4 8
（3）就労の支援.....	5 3
（4）経済的支援.....	5 6
（5）包括的支援.....	6 1
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	6 5
1 計画の推進体制.....	6 5
2 計画の進行管理.....	6 5
資料編.....	6 6
策定の経過.....	6 6
上尾市子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議設置規程.....	6 8
子どもの貧困対策計画委員等名簿.....	7 0
用語解説.....	7 1

第1章 計画策定にあたって

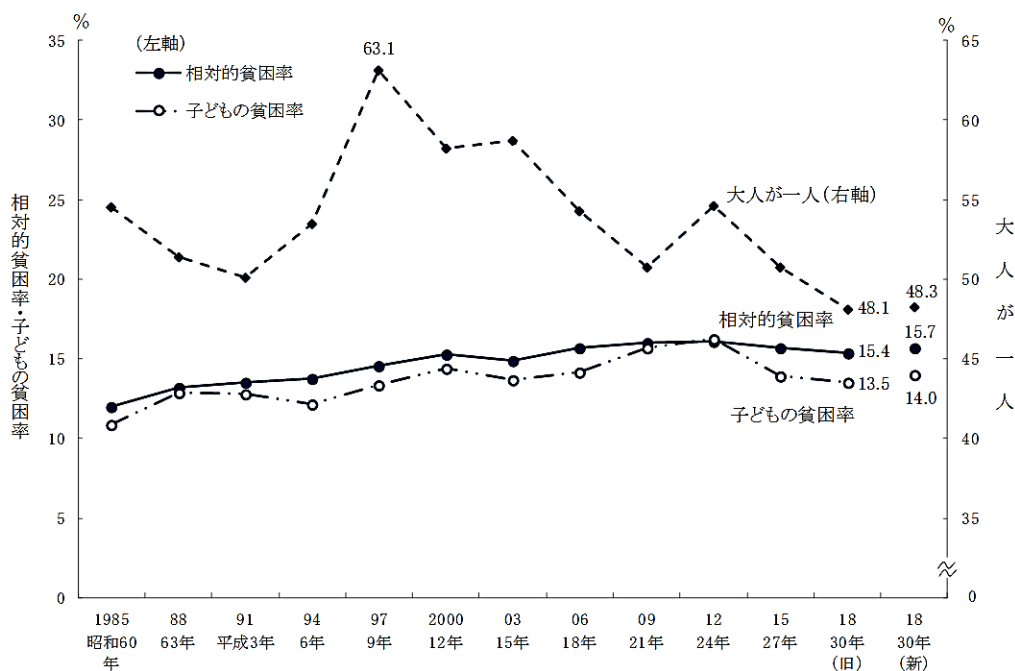
1. 計画策定の背景

(1) 子どもの貧困の状況

厚生労働省の令和元年「国民生活基礎調査」によると、平成30年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、この貧困線に満たない世帯にいる18歳未満の子どもの割合である「子どもの貧困率」は13.5%で、平成27年の同調査の貧困率13.9%から大きな改善は見られず、約7人に1人が貧困状態にあるという結果が示されています。なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状態にあり、家庭の貧困状況が世代を超えて連鎖してしまうことが大きな社会問題にもなっています。家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもたちの成長や学びに必要な社会的・文化的な経験の機会や必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれることのないよう、将来を担うすべての子ども達が健やかに育ち、自立できる社会の実現が必要です。

貧困率の年次推移



注：1) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）

(2) 国の動向

○子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年 6 月)

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されました。

○子供の貧困対策に関する大綱(平成 26 年 8 月)

「子供の貧困対策に関する基本的な方針」「子供の貧困に関する指標」「指標の改善に向けた当面の重点施策」を中心に対策が示されました。

○生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月)

生活困窮者が生活保護に至る前のセーフティネットとして「自立相談支援事業」の実施、「住宅確保給付金」の支給が市の責務として明示されました。また、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計改善支援事業」などを規定し、市町村に対して事業展開が求められています。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年 6 月)

法律の目的に、将来だけではなく「現在」の子どもへの対策も必要であることが明記されました。基本理念では、年齢等に応じて子どもの意見が尊重されること、子ども等の生活、取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早急に施策展開されること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があること等を踏まえ対策を推進することが示されました。

○子供の貧困対策に関する大綱改訂(令和元年 11 月)

子供の貧困対策に関する基本的な方針、分野ごとの基本方針の中で、「すべての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」こと、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」こと、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」こと、「地方公共団体による取組の充実」などの新たな項目が追加され、対策の強化がうたわれています。

(3) 県の動向

埼玉県においては、第 4 期となる「埼玉県子育て応援行動計画(令和 2~6 年度)」を策定し、子ども・子育て分野において事業を推進しています。この計画は、『「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を産み育てることに希望を持てる社会づくり』を基本理念としているもので、第 2 章「施策の展開」の中で、「5 子供の貧困対策の推進、配慮を要する子供への支援」を施策の柱として掲げています。さらに、具体的な施策として①「子供の貧困」対策の推進、②ひとり親家庭への支援、③障害児への支援、④一人ひとりの状況に応じた支援を挙げ、その取組みについて明らかにしています。中でも「子ども食堂など子供の居場所づく

りの支援」に力を入れ、社会全体で「子どもの貧困」対策を推進していく機運を醸成するために社会貢献団体や個人の活動を繋ぐ「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ、県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、貧困の連鎖の解消を目指し、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業を積極的に推進しているところです。

2. 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的として、施策の内容や方向性・目標を明らかにし、貧困対策を総合的に推進するため「上尾市子どもの貧困対策計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

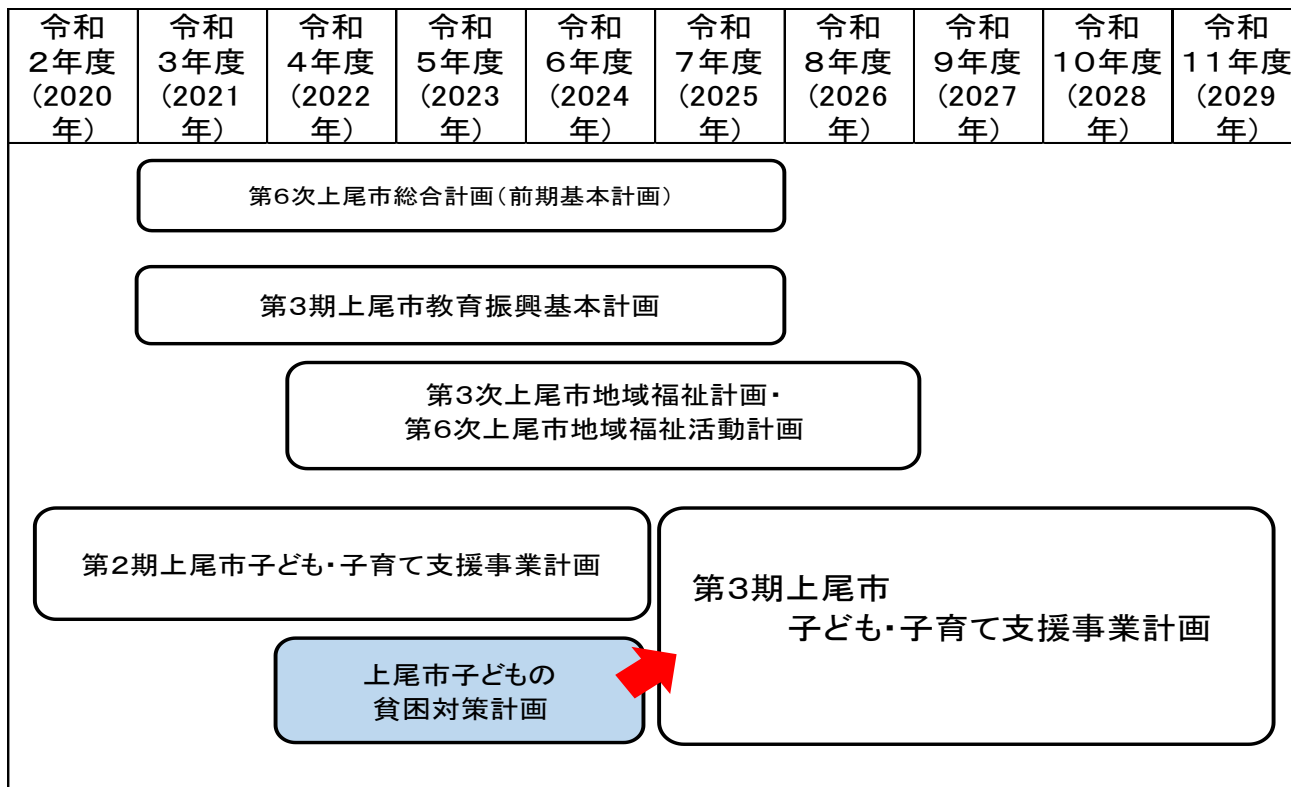
本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」及び「埼玉県子育て応援行動計画」を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を推進するための計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「上尾市総合計画」及び市の子育て支援施策を総合的に推進する「上尾市子ども・子育て支援事業計画」のほか、「上尾市地域福祉計画」「上尾市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。本計画の「目指すべき姿」を具現化するために、施策の柱を掲げ、具体的な事業を展開します。また、事業の効果を測るため、代表的な事業などを指標として、その進捗状況を毎年調査し、公表します。なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行います。

令和7年度以降については、「上尾市子ども・子育て支援事業計画」の中の1つの章として合体させ、子ども・子育て分野を一体的に進行管理していく予定です。



(4) 計画の対象

子どもの年齢については、児童福祉法に基づき、原則として18歳の年度末までを対象としますが、事業によっては20歳前後までを対象としたものもあることから、柔軟に対応します。

(5) SDGsの達成に向けた取組の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和12年までの国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。17の目標・169のターゲットから構成されており、中でも1番目の「貧困をなくそう」、3番目の「すべての人に健康と福祉を」、4番目の「質の高い教育をみんなに」は、子どもの貧困対策の理念に繋がるものです。SDGsの達成に向けて、市民、企業、行政等のあらゆる関係者が協力して取組を進めていく必要があります。自治体にも大きな役割が期待されております。

上尾市は、SDGsを踏まえて、子どもの貧困対策を推進していきます。



第2章 本市の現状と課題

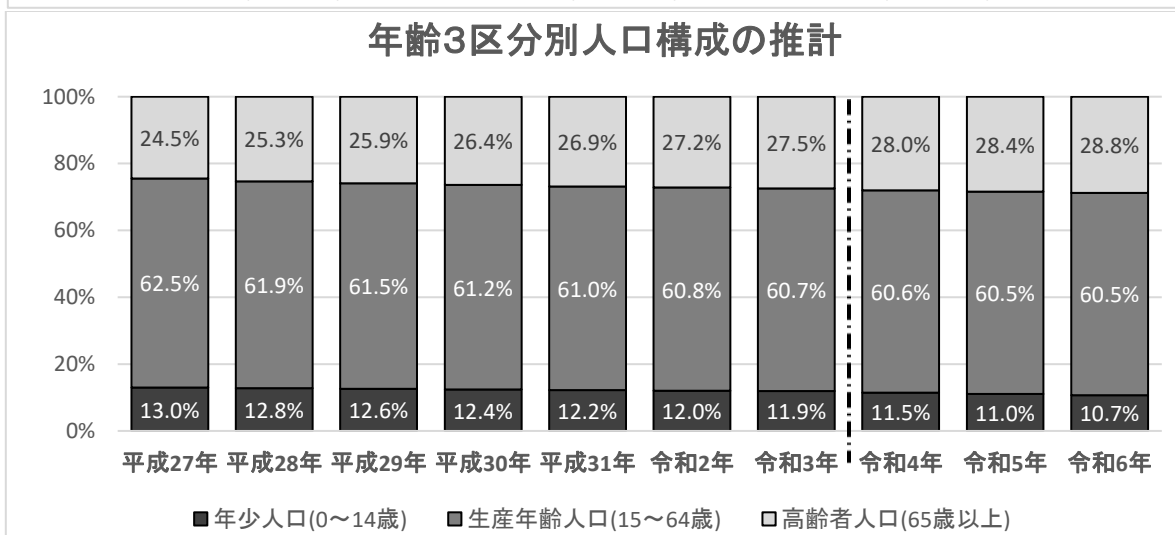
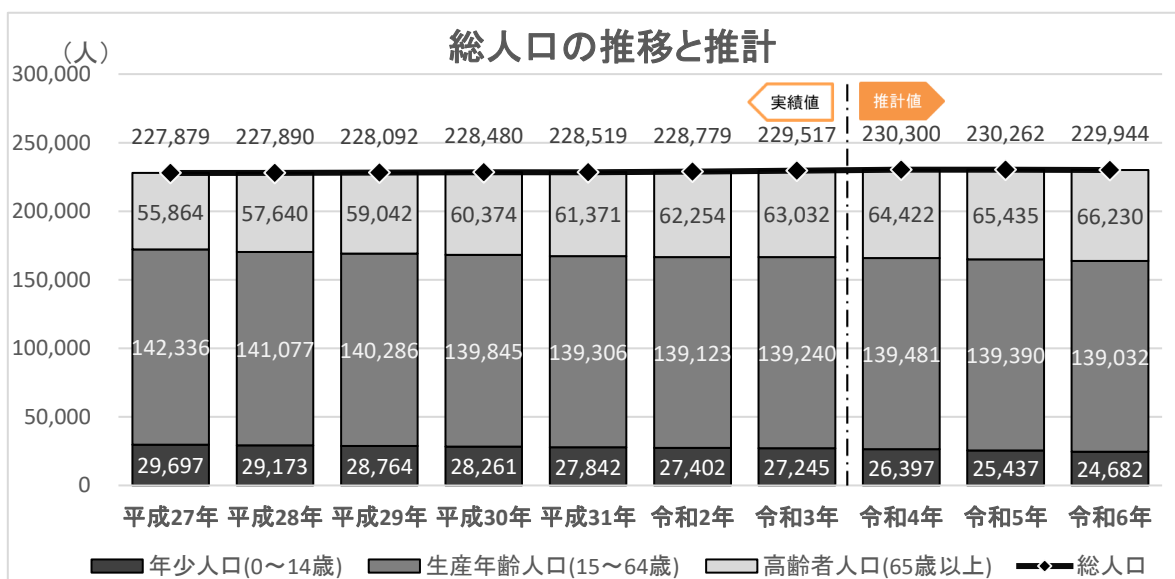
1. 統計からみる本市の現況

(1) 人口・世帯の現況

① 総人口の推移と推計

総人口はゆるやかに増加していますが、令和5年以降の推計値では減少することが予測されます。また、高齢者人口（65歳以上）が増加していく一方で、生産年齢人口（15～64歳）は一時的な増加が見られるものの減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）については減少の一途をたどっていくことが見込まれます。

年齢3区分別人口構成についても、高齢者人口は毎年0.5ポイント前後の増加が見られるのに対し、生産年齢人口・年少人口は減少していくことが予測されます。特に年少人口は、令和4年以降の推計値において減少率が大きくなることが予測され、少子高齢化の進行がうかがえます。



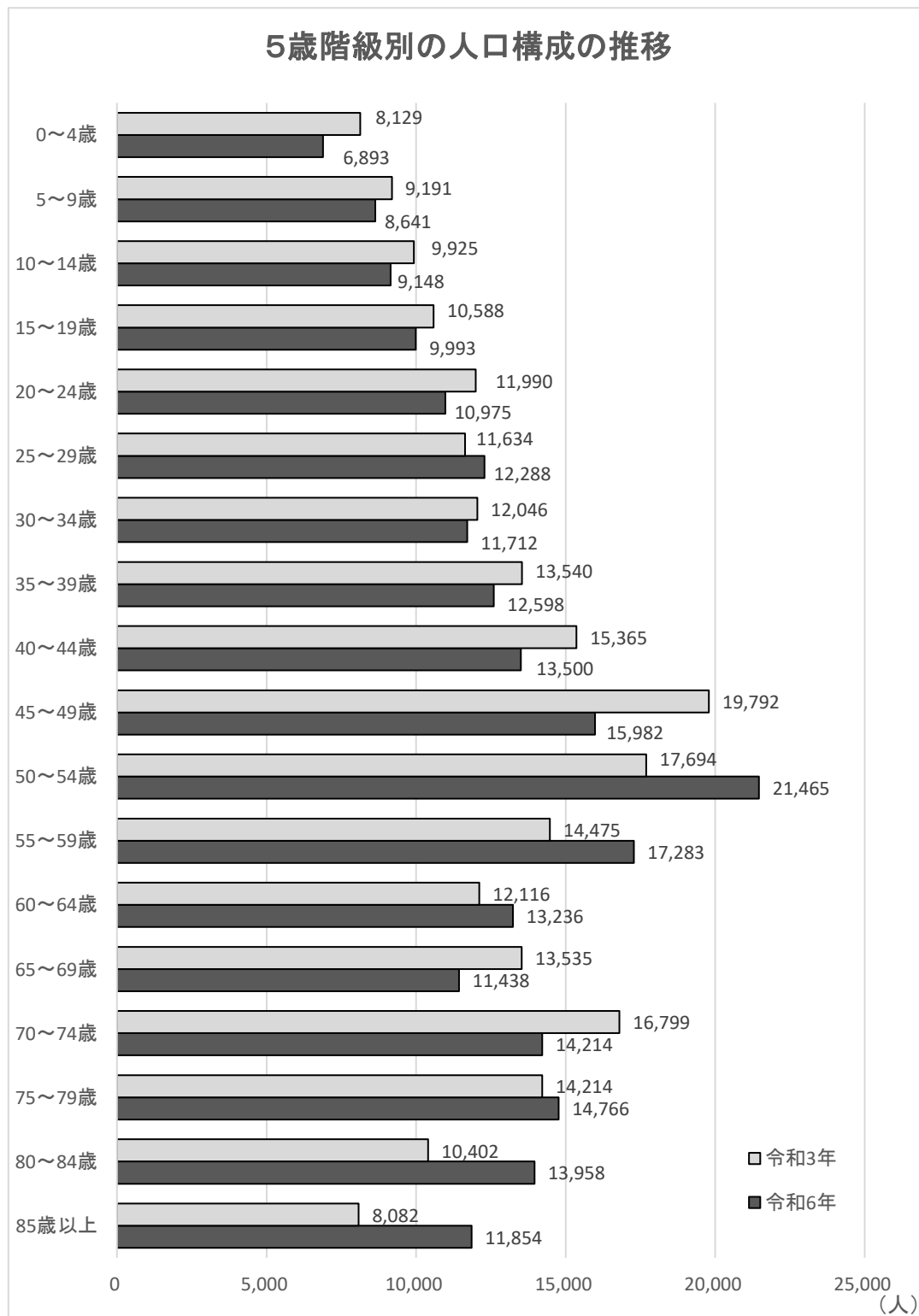
※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%になりません。

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

令和4年以降はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

② 5歳階級別の人口構成

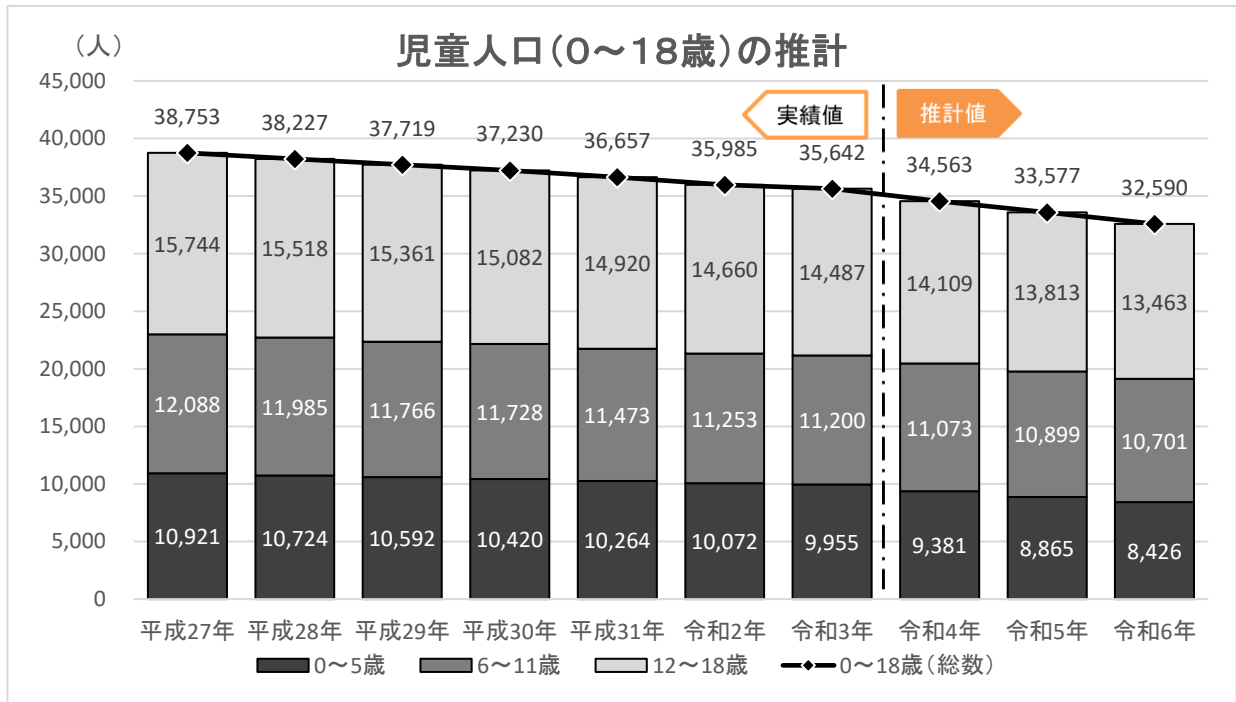
5歳階級別の人口構成では、令和3年においては45～54歳、70～74歳の年齢層が突出しています。令和6年の推計値においては、50～64歳、75～85歳以上の年齢層では増加が見られるものの、それ以外の年齢では横ばい又は減少傾向が見込まれます。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（令和3年1月1日現在）
令和6年はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

③ 児童人口の推計

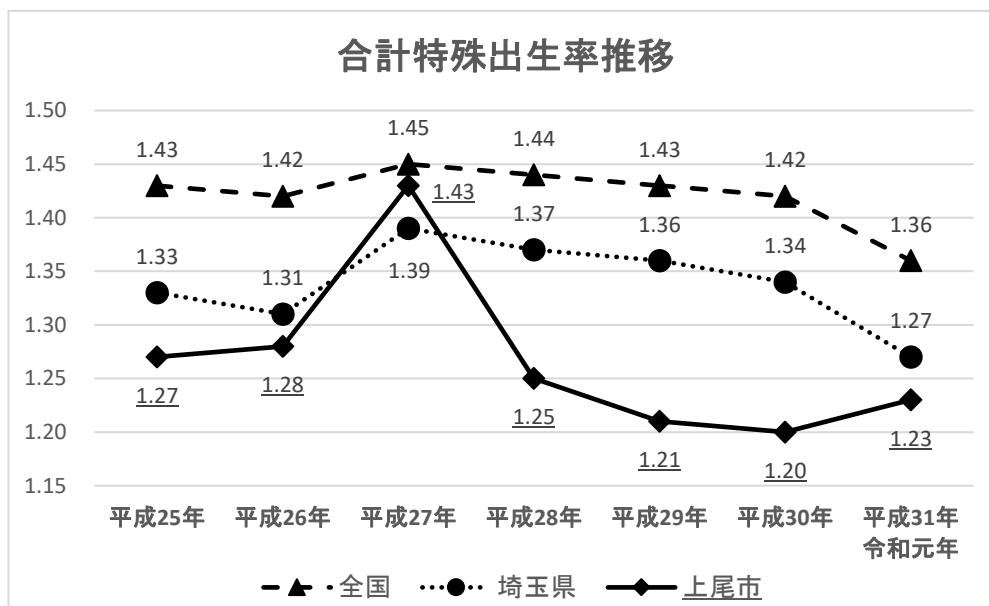
0～18歳の児童人口の総数は減少しており、令和4年以降の推計値では、減少幅がより大きくなると予測されます。年齢別に見ると、0～5歳の減少率が最も大きくなっています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
令和4年以降はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

④ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成27年を除いて全国や埼玉県の平均を下回っており、減少傾向で推移しています。平成31年（令和元年）は1.23で、前年と比べて微増しています。

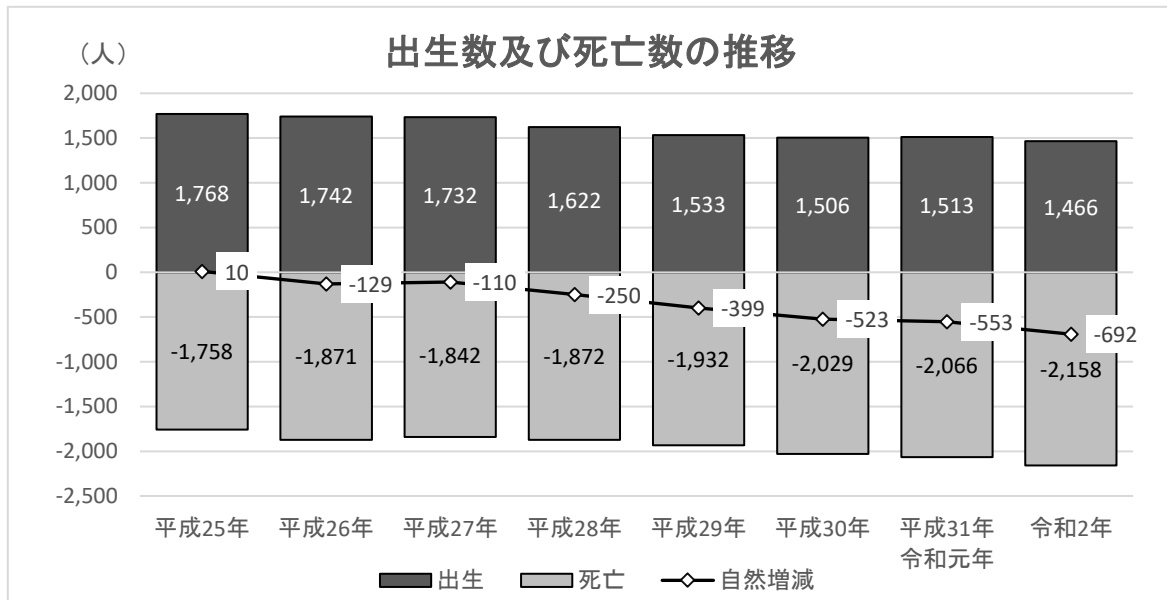


資料：人口動態総覧、埼玉県保健統計年報

⑤ 人口動態の推移

I. 自然動態の推移

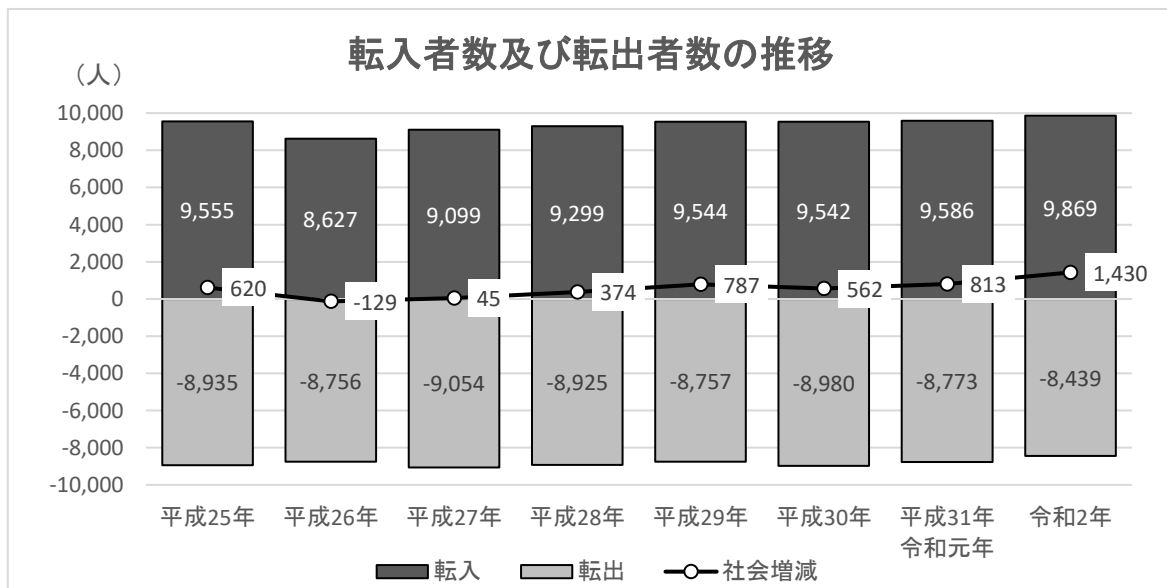
自然動態（出生・死亡による人口動態）は平成 26 年以降、死亡者数が出生者数を上回っており、人口の自然増減はマイナスで推移しています。減少幅については年々大きくなっています。



資料：統計あげお

II. 社会動態の推移

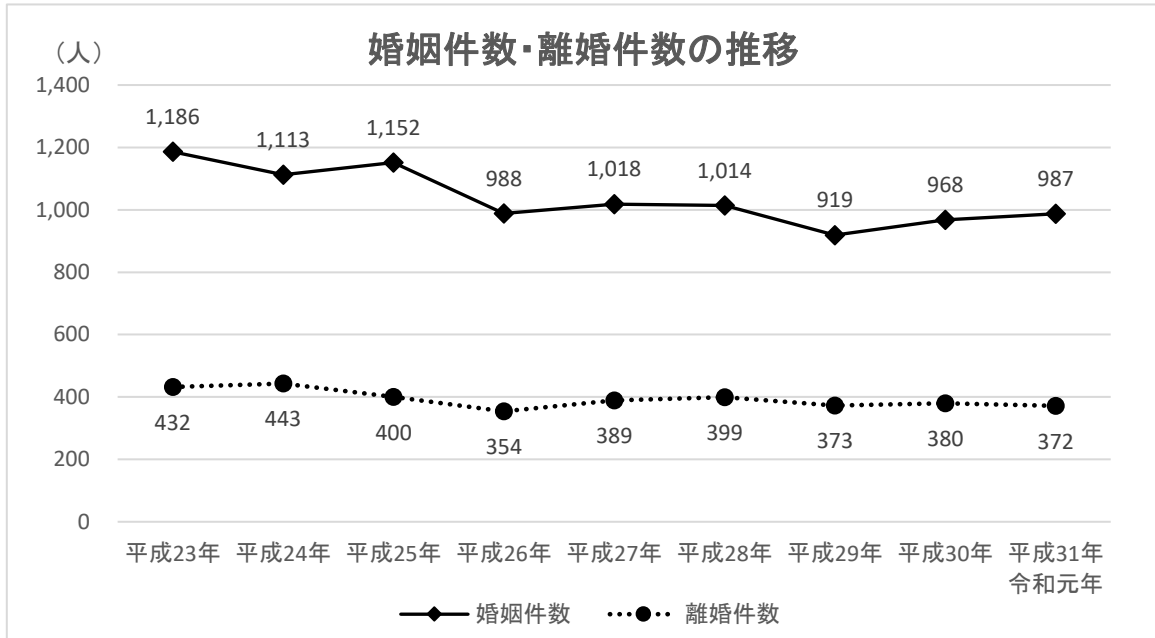
社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成 26 年を除いてプラスとなっており、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。令和 2 年は、前年と比較しおよそ 1.8 倍のプラスとなっています。



資料：統計あげお

⑥ 婚姻件数・離婚件数の推移

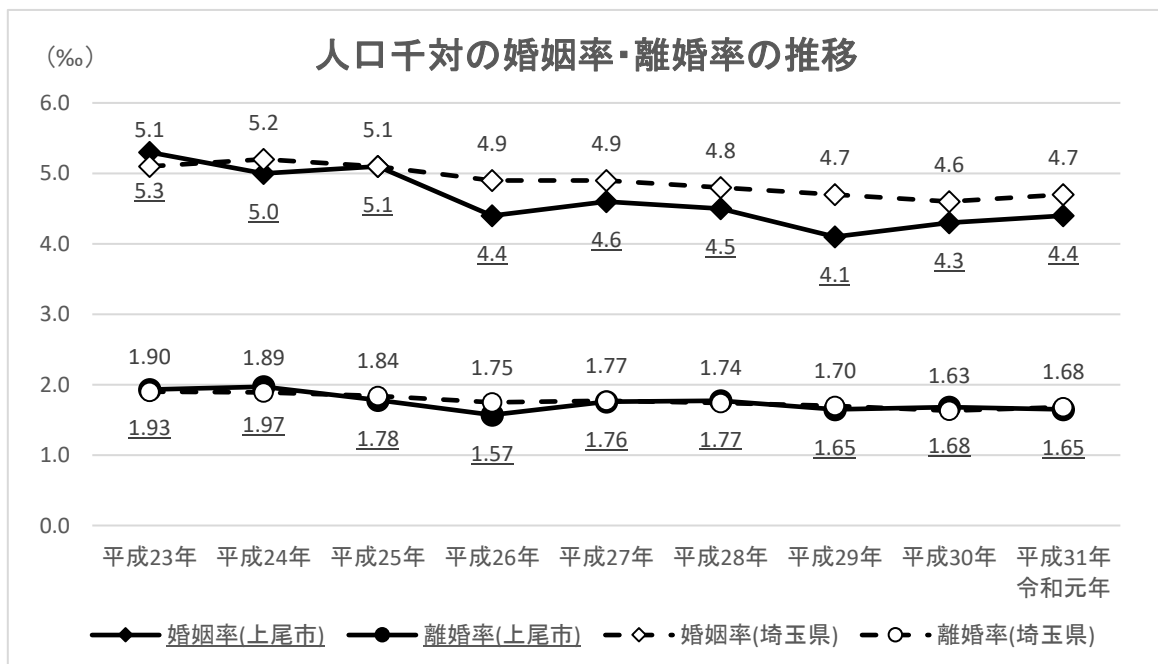
婚姻件数は、平成30年、31年（令和元年）はそれぞれ前年に比べ増加しています。しかし、平成23年の1,186件と比較すると、平成31年（令和元年）は199件減少しており、長期的に見ると減少傾向となっています。離婚件数は横ばいで推移しており、平成31年（令和元年）は372件となっています。



資料：埼玉県保健統計年報

⑦ 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率はゆるやかに減少しており、平成26年以降は埼玉県を下回る数値が続いています。離婚率は埼玉県とほぼ同じ数値で推移しており、やや減少傾向にあります。

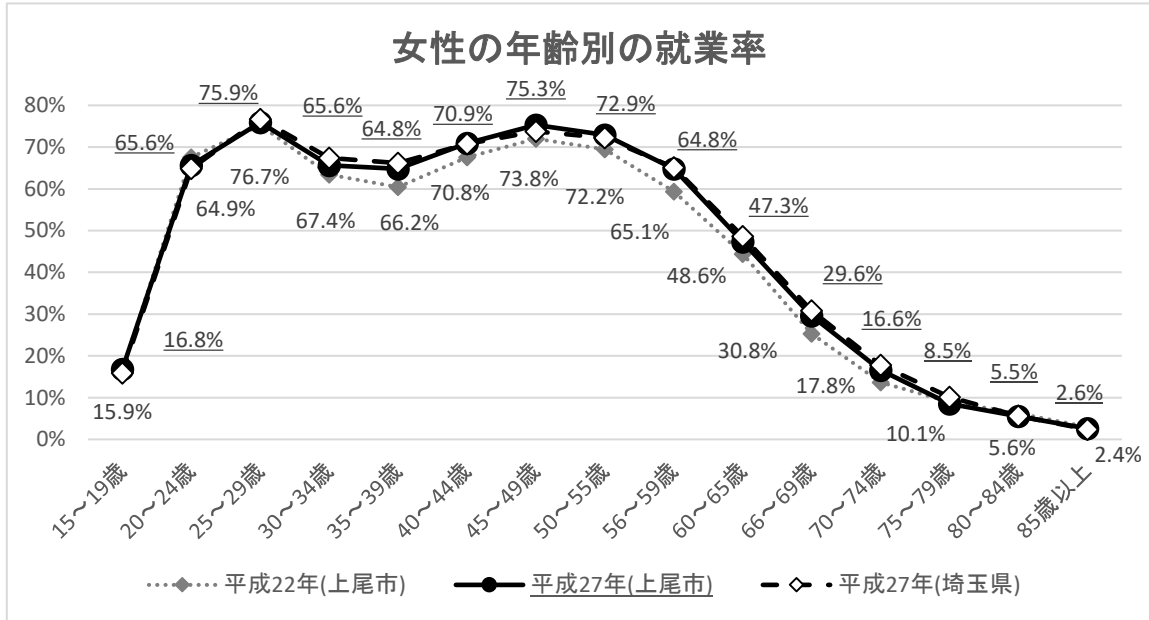


【注】‰：パーミル（千分率）

資料：埼玉県保健統計年報

⑧ 女性の就労状況

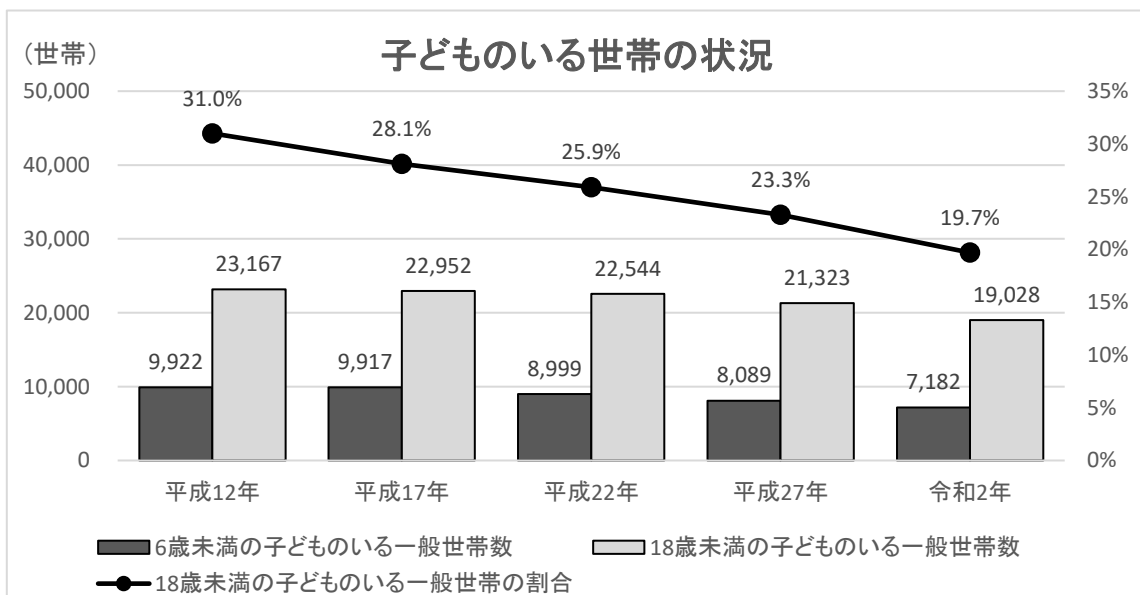
本市における女性の就業率は、埼玉県とほぼ同じような傾向となっており、出産・子育て期の人が多くなる30代の就業率低下、いわゆる「M字カーブ」の特徴が見られます。平成22年と比較すると谷が浅くなっており、解消傾向にあることがうかがえるものの、20代後半、40代と比べると、依然として30代の就業率が低い状況となっています。



資料：国勢調査（数値は平成27年の上尾市と埼玉県のみ表示）

⑨ 子どものいる世帯の状況

一般世帯における18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、年々減少しています。令和2年は19.7%であり、平成12年と比較すると11.3ポイント低下しています。

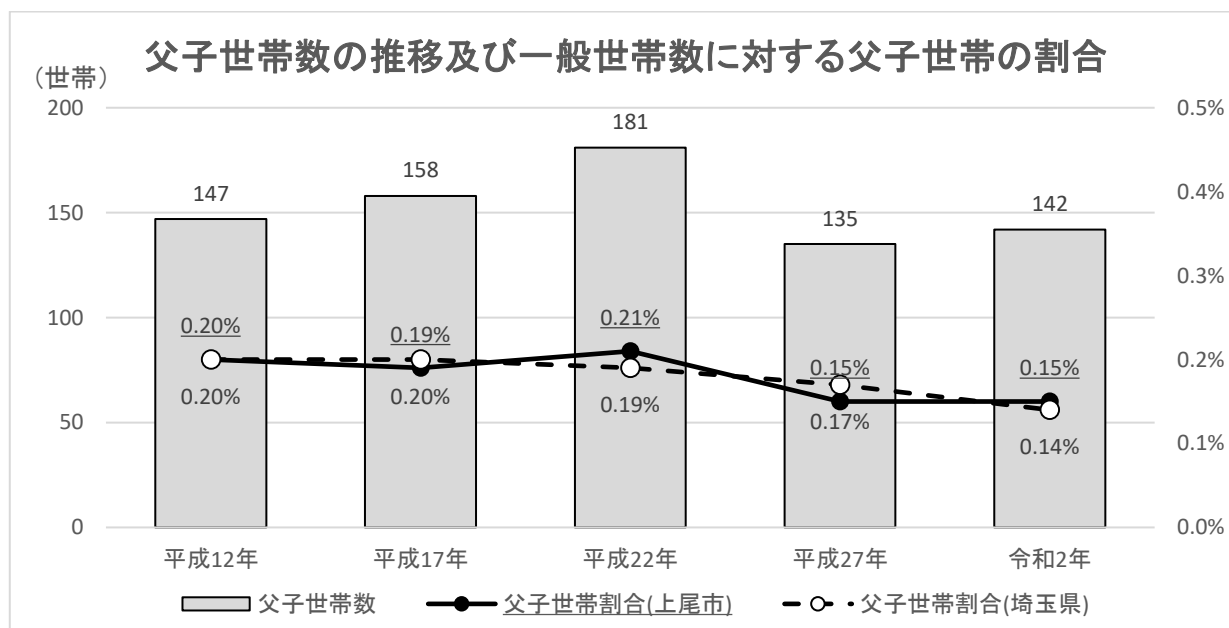
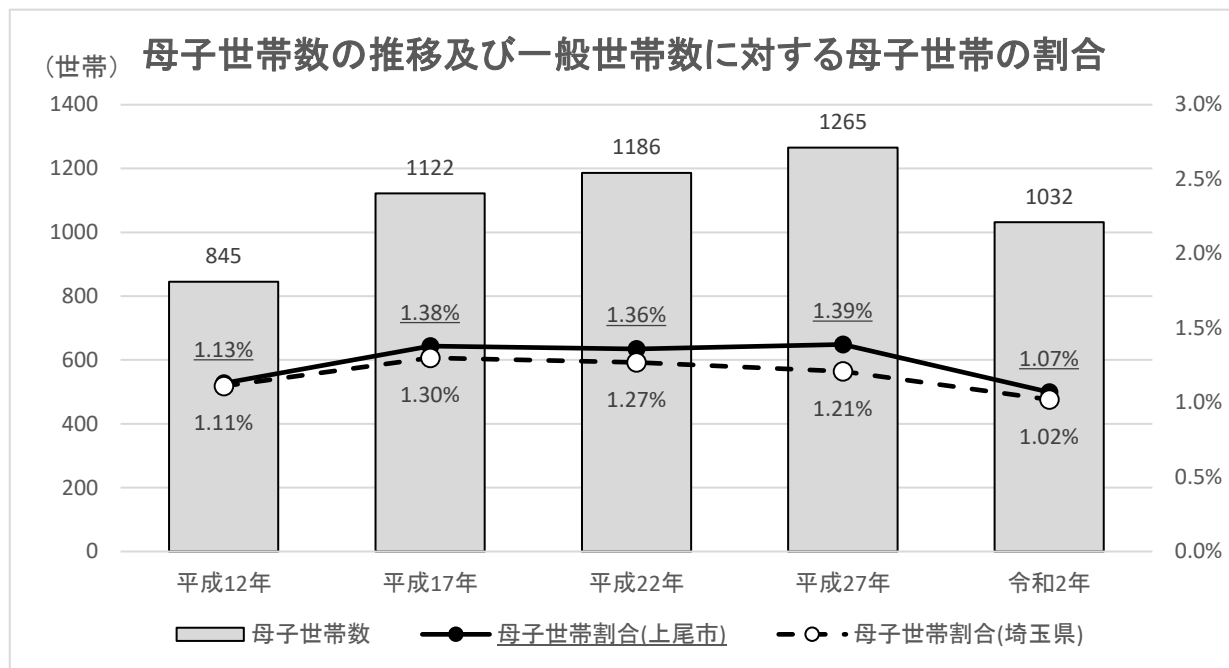


資料：国勢調査

⑩ ひとり親世帯の状況（母子・父子世帯の推移）

母子世帯数は増加傾向で推移しており、一般世帯数に対する母子世帯の割合も増加していましたが、令和2年は世帯数・世帯割合ともに減少しています。令和2年の母子世帯の割合は1.07%であり、埼玉県の数値をやや上回っています。

父子家庭数は年によって増減の波がありますが、令和2年については平成27年より増加しています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は横ばいであり、埼玉県をやや上回る数値となっています。

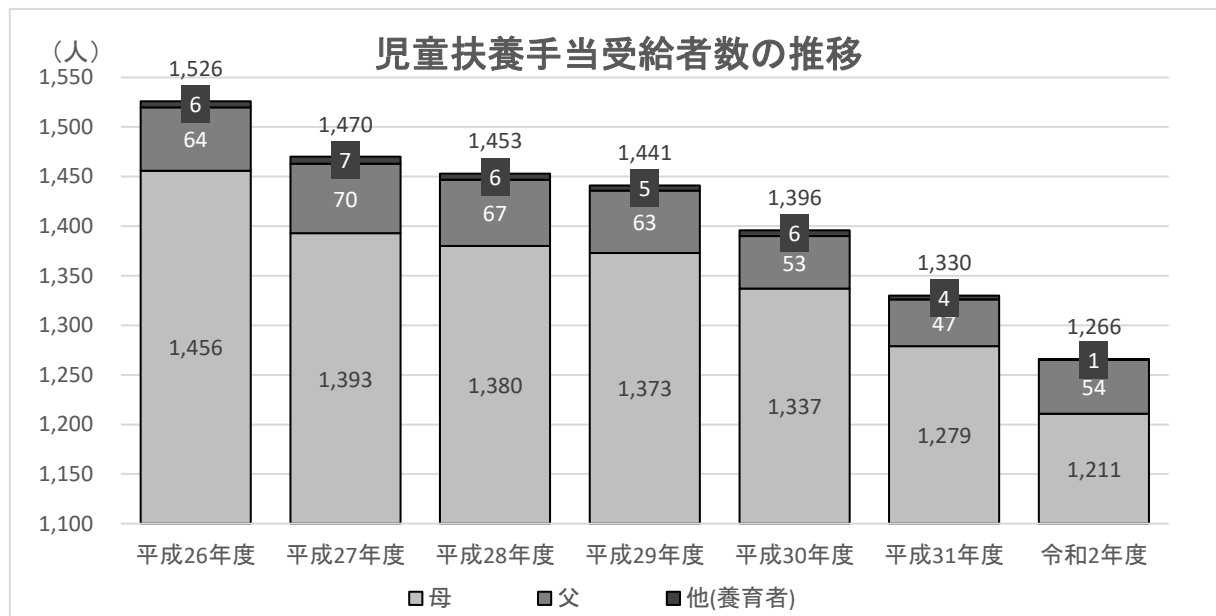


※母子世帯及び父子世帯とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいいます。

(2) 経済的支援の現況

① 児童扶養手当受給者数

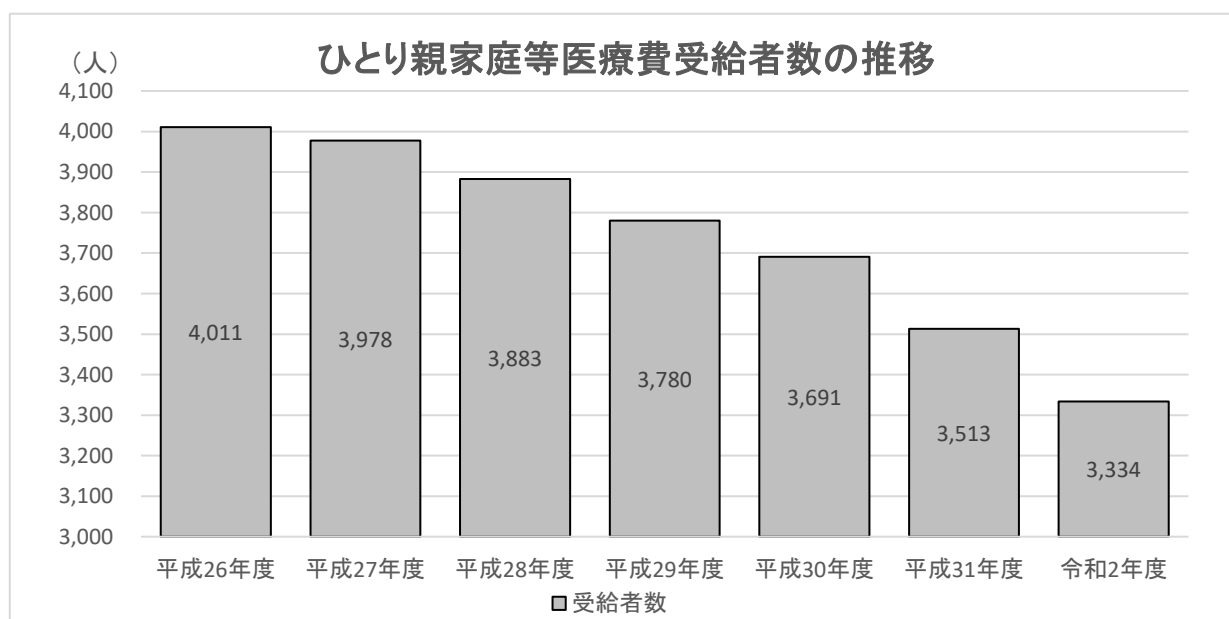
本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向で推移しています。令和2年度は1,266人であり、平成26年度と比べると260人減少しています。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

② ひとり親家庭等医療費受給者（父母等、児童）数

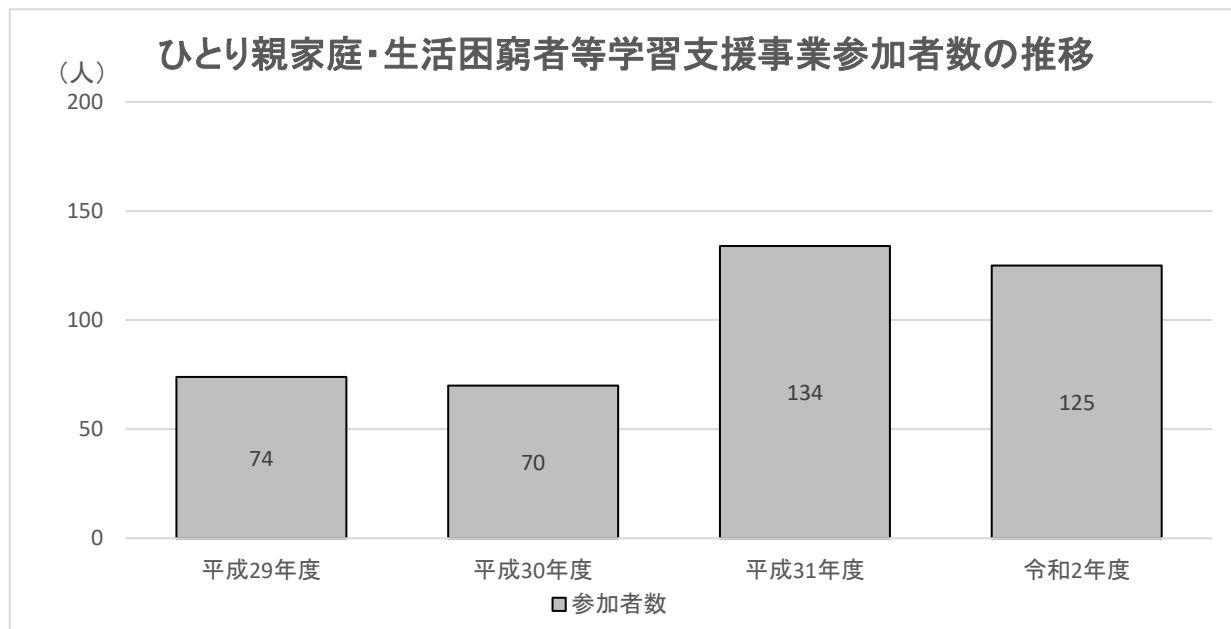
ひとり親家庭等医療費受給者数についても年々減少しており、令和2年度と平成26年度を比較すると、677人減少しています。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

③ ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業参加者数

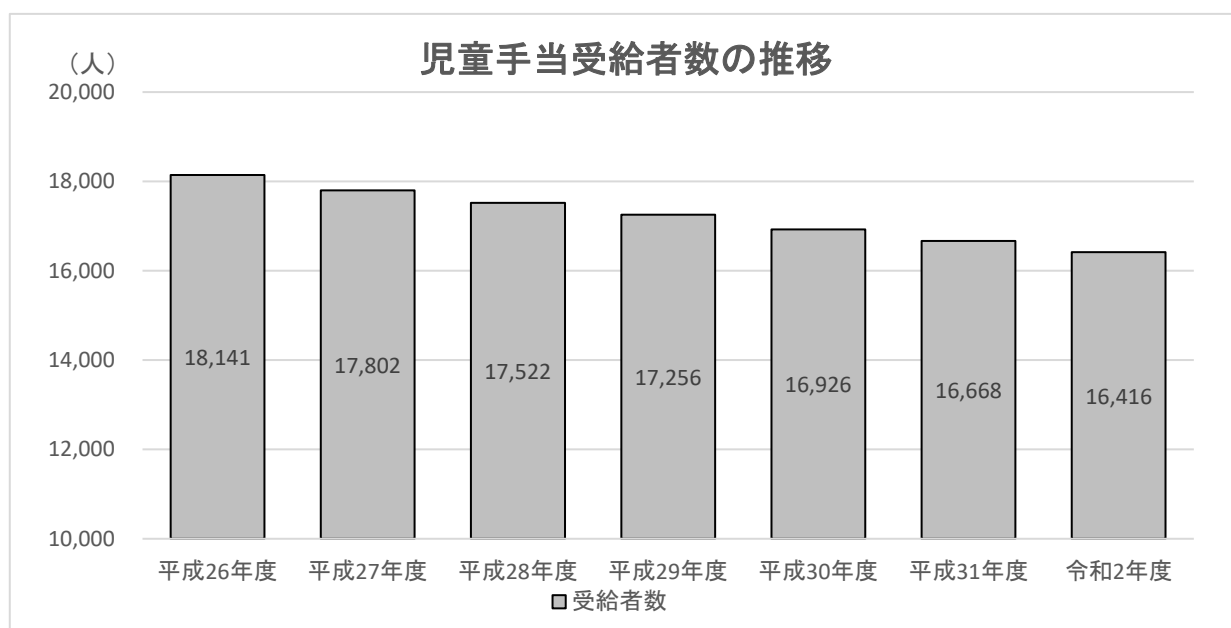
ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業参加者数は、平成31年度に大幅な増加があり、前年度比約1.9倍となっています。令和2年度の参加は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、125人でした。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

④ 児童手当受給者数の推移

児童手当受給者数は、毎年およそ300人前後の減少となっています。少子化に伴い、今後さらに減少していくものと推測されます。

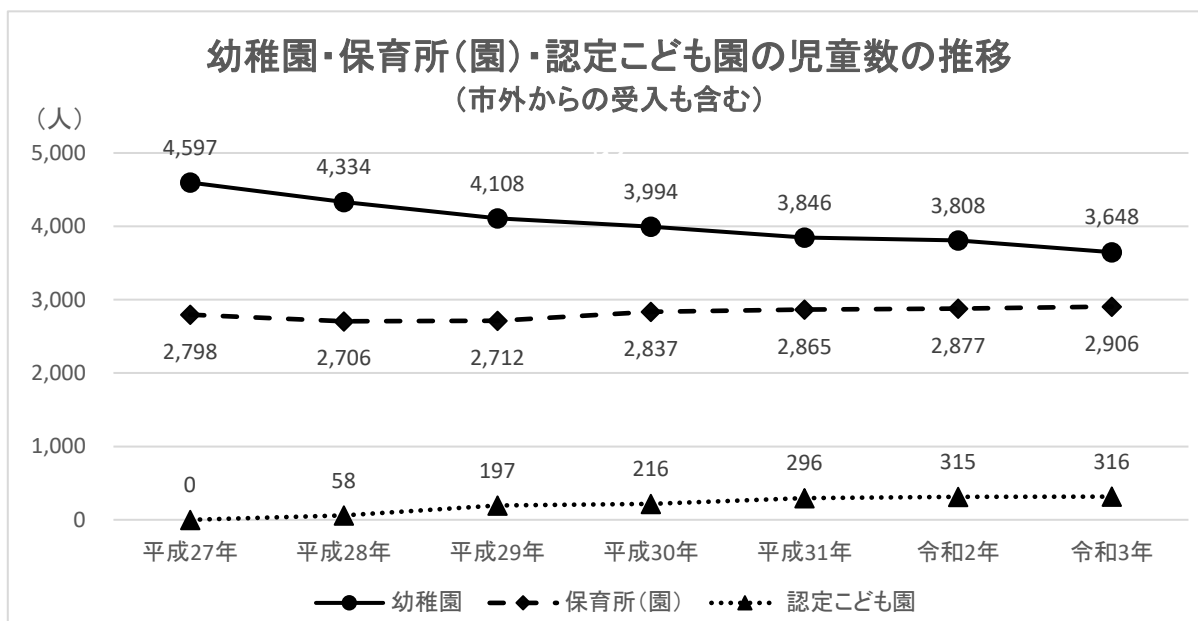


資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

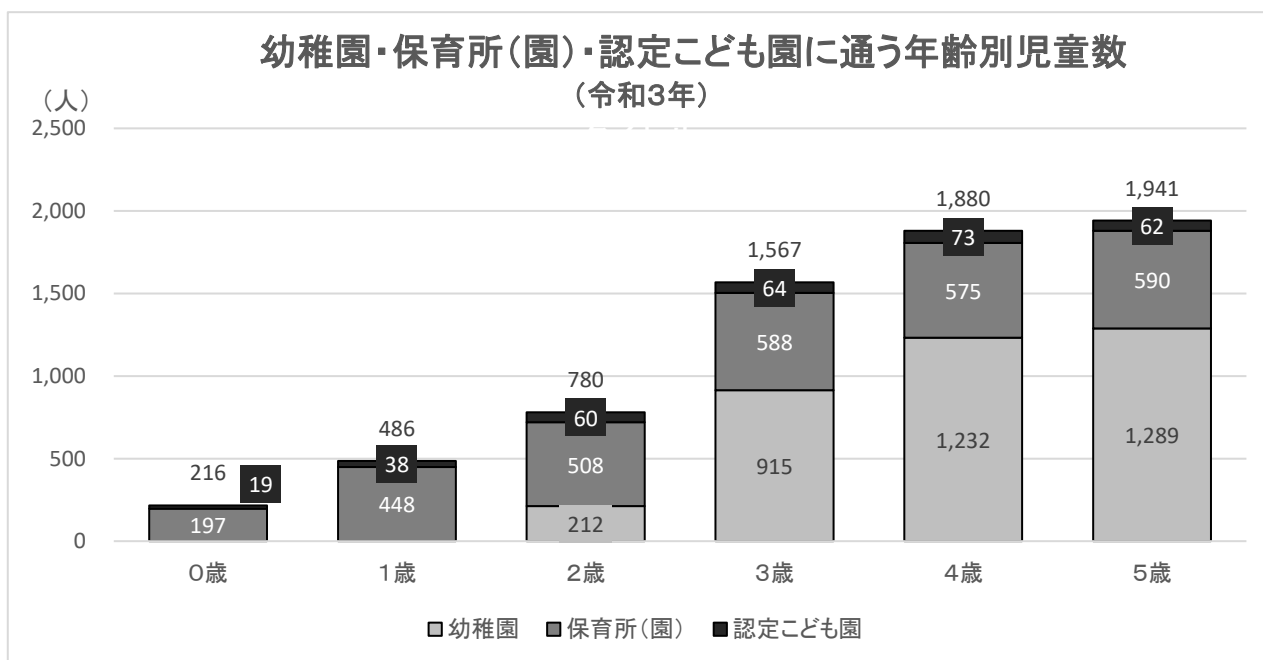
(3) 教育分野の現況

① 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の児童数の推移

令和3年4月現在、本市には幼稚園が18園、保育所(園)が36園、認定こども園が4園あります。幼稚園の児童数が減少傾向にある一方で、保育所(園)と認定こども園の児童数は年々増加しており、保育ニーズの高まり等が影響しているものと考えられます。なお、平成27年から令和3年の間に、通園する児童数の合計は525人減少しています。



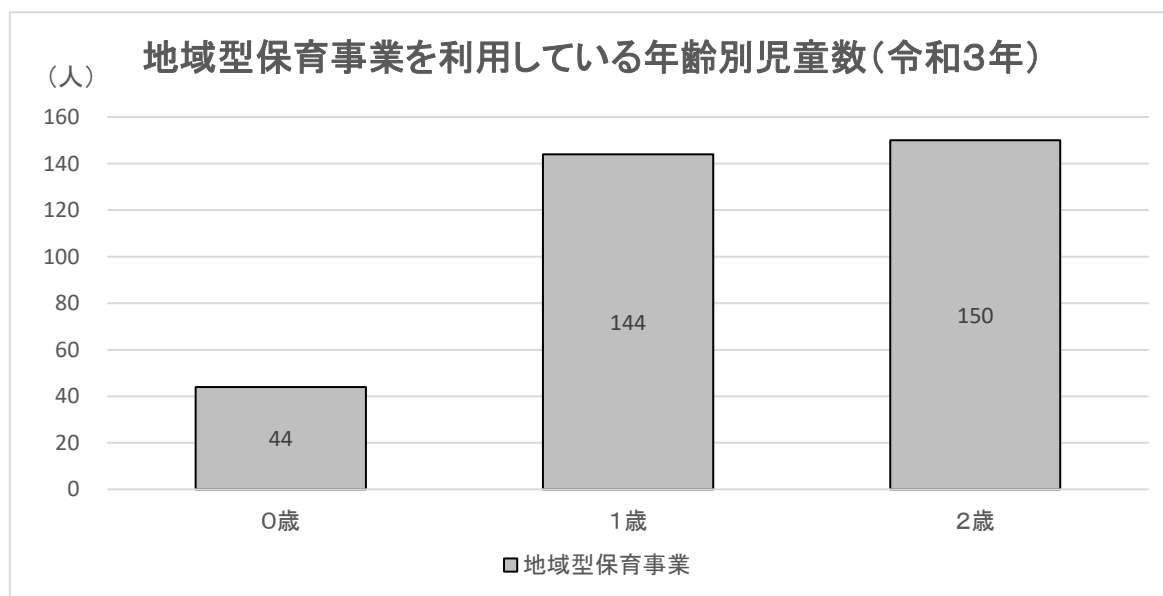
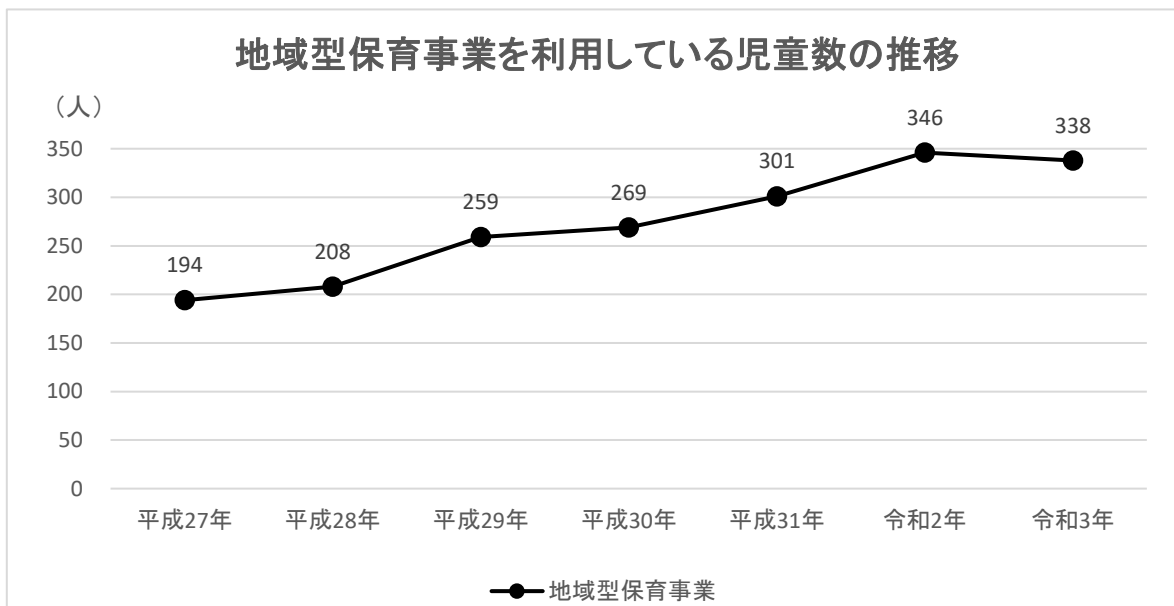
資料：保育課（各年4月1日現在）、学校基本調査（各年5月1日現在）



資料：保育課（令和3年4月1日現在）、学校基本調査（令和3年5月1日現在）

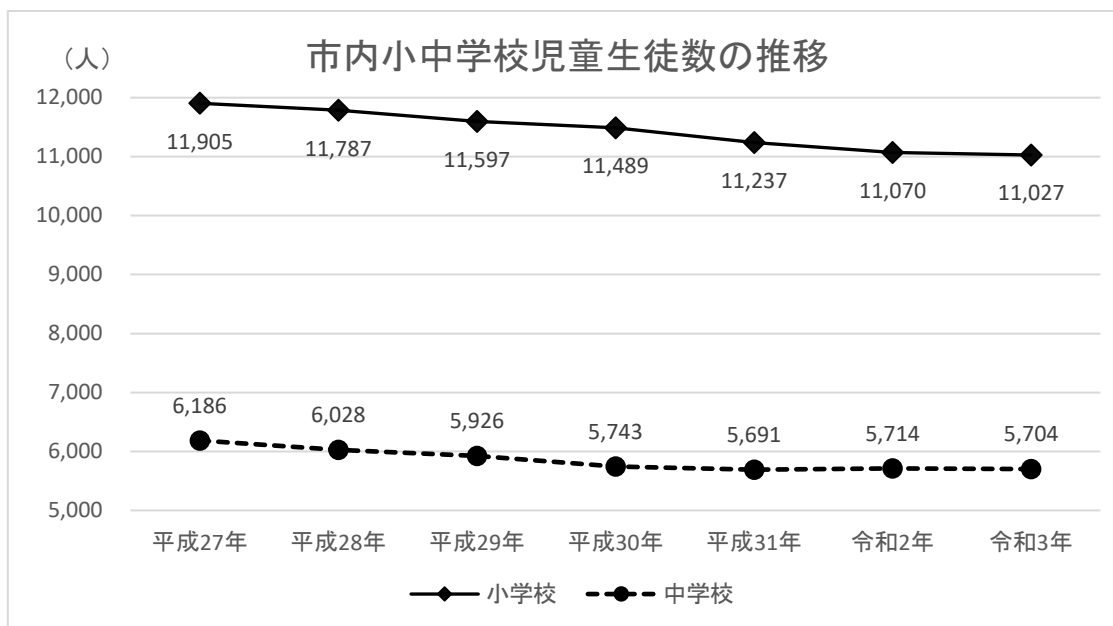
② 地域型保育事業を利用している児童数の推移

地域型保育事業とは、定期的に保育が必要な3歳未満の子どもを対象とする、自治体の認可事業として行われる保育サービスです。地域型保育事業を利用している児童数は、保育ニーズの増加等に伴い増加傾向で推移しています。令和3年4月現在で338人が利用しており、平成27年と比較すると144人増加しています。



③ 市内小中学校児童生徒数の推移

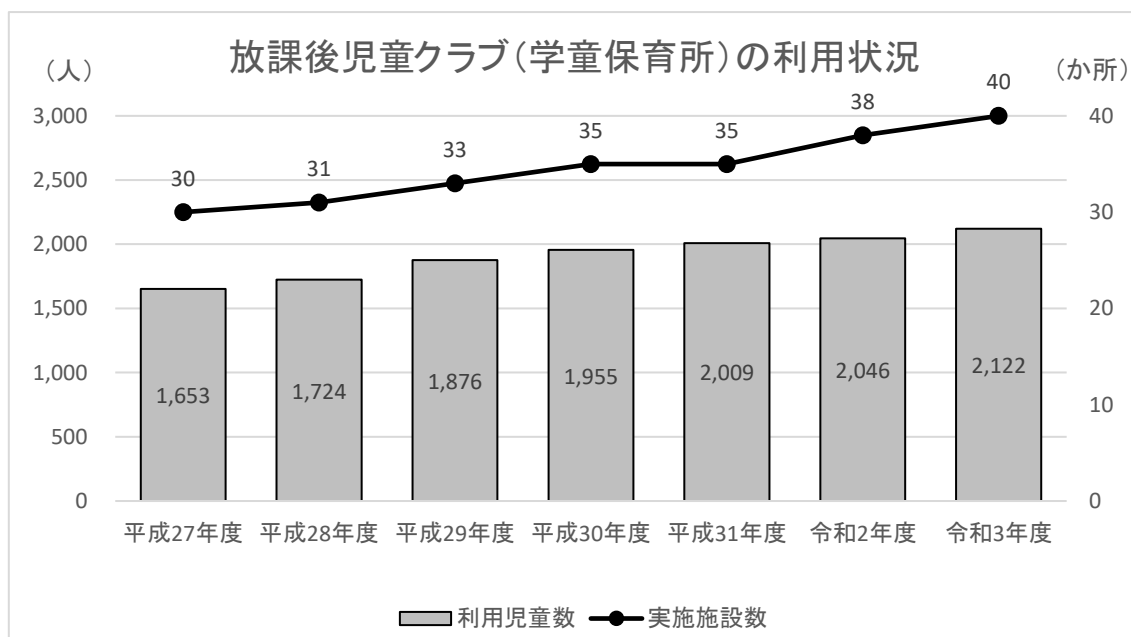
市内小中学校の児童生徒数は、ゆるやかな減少傾向にあります。平成27年と令和3年の児童生徒数を比較すると、小学校は878人減、中学校は482人減となっています。



資料：学務課（各年4月現在）

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブ(以下、学童保育所と称します)の利用児童数は、年々増加しています。令和3年は2,122人の利用があり、平成27年と比較すると、469人の増加となりました。利用ニーズの高まりに合わせ、施設整備を進めており、令和3年の実施施設数は40か所となっています。



資料：青少年課

2. 「上尾市子どもの生活実態調査」の概要

(1) 調査目的

本調査は、子どもの貧困対策を推進するために取り組むべき課題や施策の方向性等を定める「子どもの貧困対策計画」の策定にあたり、本市の子どもの生活実態を把握するために実施しました。

(2) 調査の種類と調査対象

計画を策定するにあたり、以下の調査を行いました。

種類	目的	調査概要
①子どもの生活実態調査 (アンケート)	子どもがいる家庭の生活状況や子どもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態把握	以下の対象者に対しアンケートを実施 A. 就学前児童保護者 500人 B. 小学5年生・中学2年生児童生徒 1,984人 (小学5年生998人、中学2年生986人) C. 調査Bの保護者 1,984人 D. 中学卒業以降の子ども 500人 ※A、Dは住民基本台帳より無作為抽出 ※B、Cは地区ごとに選出した学校単位
②子どもの生活実態調査 (関係団体アンケート)	貧困の状況にあると思われる子どもや家庭における課題・支援ニーズ等、市民に対するアンケート調査だけでは見えにくい実態の把握	公立保育所(12園)、市立小学校(22校)・市立中学校(11校)、学童保育所(40か所)計85団体
③社会資源調査 (グループヒアリング)	地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握	市内子育て支援団体、子どもの学習支援団体、子ども食堂、フードパントリー、外国人市民への支援に関連する各団体、グループ、座談会形式のグループヒアリングを実施 計10団体

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法

① アンケート

A就学前児童保護者及びD中学卒業以降の子どもへの調査は郵送による配布・回収。

B小学5年生・中学2年生児童生徒及びC保護者への調査は、学校を經由した配布・回収。

② 関係団体アンケート

調査票をメールにより配布・回収し、意見聴取を実施。

③ グループヒアリング

事前調査票「子どもの貧困対策計画策定のためのグループヒアリングシート調査票」を配布後、複数の団体がともに意見を出し合う座談会形式によるヒアリングを実施。

○調査期間

- ① 令和3年6月中旬～7月7日(水)
- ② 令和3年7月中旬～7月30日(金)
- ③ 令和3年7月28日(水)～7月30日(金)

(4) 調査項目

① 子どもの生活実態調査（アンケート）

調査項目については、令和2年3月に内閣府より示された「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究」における「共通で調査することが望ましい項目」、平成30年度に埼玉県が実施した「子どもの生活に関する調査」における項目等を参考としました。

設問は、大きく「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）が掲げる重点施策である「教育」「生活環境」「保護者の就労」「経済状況」に関する項目のほか、「家族構成・家庭環境」「支援の状況・希望」の2分類を加えた計6分類の項目から構成しました。

② 子どもの生活実態調査（関係団体アンケート）

- ・生活困難な状況を抱えている子ども・家庭との関わりの程度について
- ・子どもや家庭の特徴・状況について
- ・ヤングケアラーとしての役割を担う子どもの事例について
- ・子どもや保護者に対し組織的に行っている支援策とその具体的内容・課題について
- ・連携している行政関係機関、連携の具体的内容・課題について
- ・子どもの貧困や子育て全般に対する支援策について
- ・各教育・保育機関が行うべき支援、果たすべき役割について

③ 社会資源調査（グループヒアリング）

②の内容と同様です。

(5) 回答状況

① 子どもの生活実態調査（アンケート）

区 分	対象者数	有効回収数（回収率）
A 就学前児童保護者	500	351 (70.2%)
B 小学5年生・中学2年生児童生徒	1,984	1,713 (86.3%)
C 小学5年生・中学2年生児童生徒保護者	1,984	1,718 (86.6%)
D 中学卒業以降の子ども	500	224 (44.8%)

(6) 生活困難度の判定について

【判定の方法】

生活困難度の判定については、埼玉県で平成30年度に実施された「子どもの生活に関する調査」における生活困難層の判定方法を参考とし、調査の各設問（要素1→世帯人員、世帯の年間手取り収入、要素2→ライフラインに関わる支払いの滞り等）により生活困難度を判定しました。

生活困難度は「生活状況」と表現し、生活困難層（生活困難層Ⅰ～Ⅲ）、中間層（生活困難層Ⅳ・Ⅴ）、非該当層（非生活困難層）の3区分とします。

生活状況	生活困難層			中間層		非該当層		
世帯員	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	生活困難層Ⅲ +要素2が2つ以上	生活困難層Ⅳ +要素2が1つ以下	生活困難層Ⅴ	非生活困難層	非生活困難層	参考 国基準
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円	
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円	
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円	
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円	
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円	
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円	
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円	
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円	

同一の封筒により回収された保護者調査票と児童生徒調査票に対し、ナンバリングによる紐付けを行うことにより、児童生徒調査においても、生活状況別の分析を行っています。

【要素 1】

世帯人員と世帯の手取り収入を県の示す基準に照らし合わせ、生活困難層と非生活困難層に振り分けます。

設問番号	内容
【就学前児童保護者】 問 5 【児童生徒保護者】 問 4	あなたとお子さんを含めた、家族全員の人数は何人ですか。 1. 2人 2. 3人 3. 4人 4. 5人 5. 6人 6. 7人 7. 8人 8. 9人 9. 10人以上
【就学前児童保護者】 問 15 【児童生徒保護者】 問 13	昨年1年間（令和2年1月から12月）のご家族の手取り収入（税金や保険料を引いた、実際に手元に入ってくるお金）の額を教えてください。（就労で得た収入のほか、公的な手当や援助による収入なども含めた1年間の手取り収入になります。） 1. 収入はない（0円） 2. 1～50万円未満 3. 50～100万円未満 4. 100～175万円未満 5. 175～210万円未満 6. 210～245万円未満 7. 245～275万円未満 8. 275～300万円未満 9. 300～350万円未満 10. 350～400万円未満 11. 400～500万円未満 12. 500～600万円未満 13. 600～700万円未満 14. 700～800万円未満 15. 800～900万円未満 16. 900～1000万円未満 17. 1000万円以上 ※P2の表の所得段階に近い選択肢（金額）の区分を適用。

【要素 2】

生活困難層ⅢとⅣの区分に使用するもので、

過去1年間に購入できなかった経験、支払えなかった経験について、

- ①食料 ②衣服 ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃

上記の7項目のうち、2項目以上に該当する人を生活困難層Ⅲ、1つ以下の人を生活困難層Ⅳと判定します。

設問番号	内容
【就学前児童保護者】 問 17 【児童生徒保護者】 問 15	過去1年間の家族が必要とする食料が買えなかった経験 「よくあった」「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】 問 18 【児童生徒保護者】 問 16	過去1年間の家族が必要とする衣服が買えなかった経験 「よくあった」または「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】 問 20 【児童生徒保護者】 問 18	過去1年間の料金未払い経験 「電話料金」「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「家賃」のいずれかで「あった」を選択

アンケート調査における生活困難層の割合

生活困難層の割合は、全体では9.4%、就学前児童保護者調査では7.9%、小5・中2児童生徒保護者調査では9.7%となっています。

各調査における生活困難層の割合（無回答を除く）

全体 (上段:実数、下段:%)

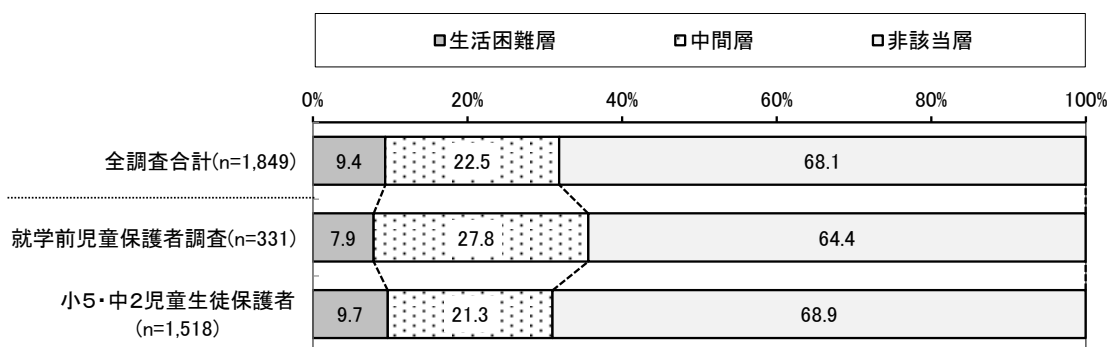
調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,849	174	416	1,259
100.0	9.4	22.5	68.1

就学前児童保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
331	26	92	213
100.0	7.9	27.8	64.4

小5・中2児童生徒保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,518	148	324	1,046
100.0	9.7	21.3	68.9



3. 「上尾市子どもの生活実態調査」の結果と分析

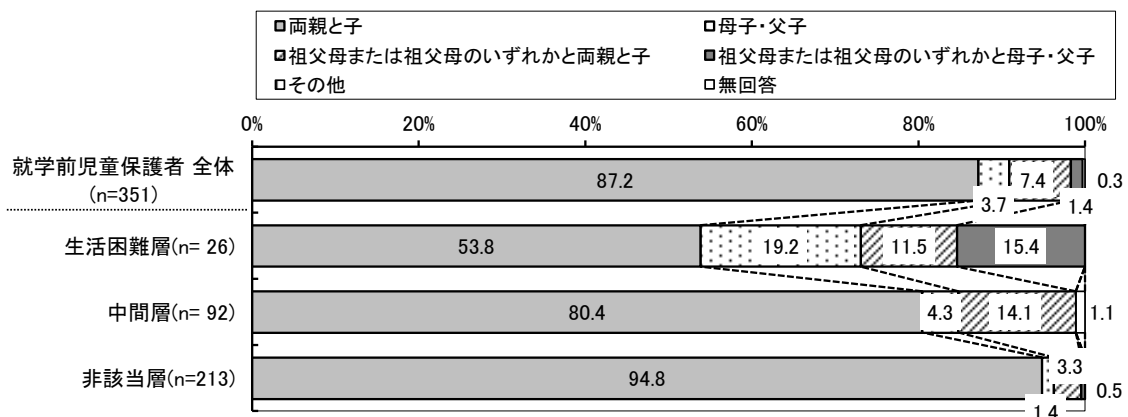
(1) アンケート調査

① 生活困難層の保護者や家庭の傾向

(I) 家族構成

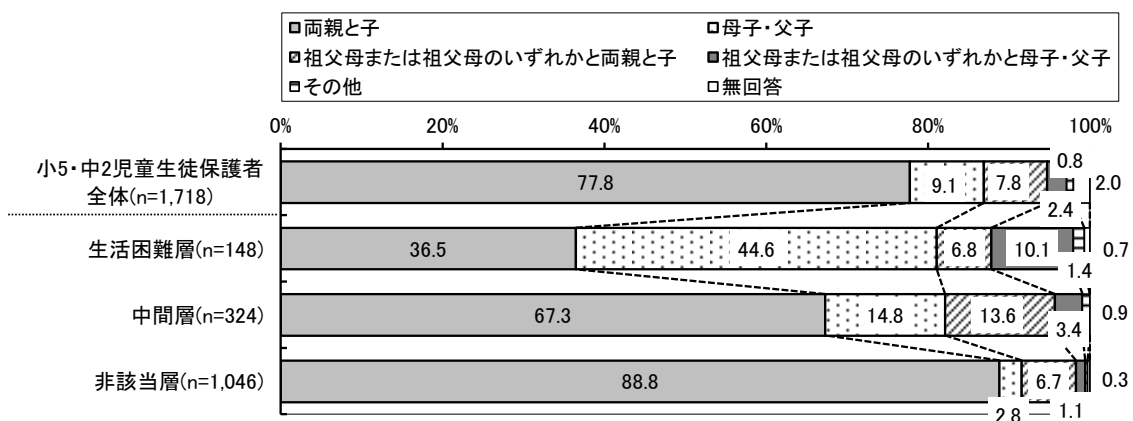
家族構成は、就学前児童保護者では、「両親と子」が 87.2%、「祖父母または祖父母のいずれかと両親と子」が 7.4%、「母子・父子」が 3.7%となっています。生活状況別では、生活困難層で「母子世帯・父子世帯」が 19.2%、「祖父母または祖父母のいずれかと母子・父子」が 15.4%と高く、非該当層の各 1.4%、3.3%を大きく上回ります。

【就学前児童保護者・生活状況別】家族構成



小5・中2児童生徒保護者では、「両親と子」が 77.8%、「母子・父子」が 9.1%、「祖父母または祖父母のいずれかと両親と子」が 7.8%となっています。生活状況別では、生活困難層で「母子・父子」が 44.6%と高く、中間層の 14.8%、非該当層の 2.8%を大きく上回ります。

【小5・中2保護者・生活状況別】家族構成

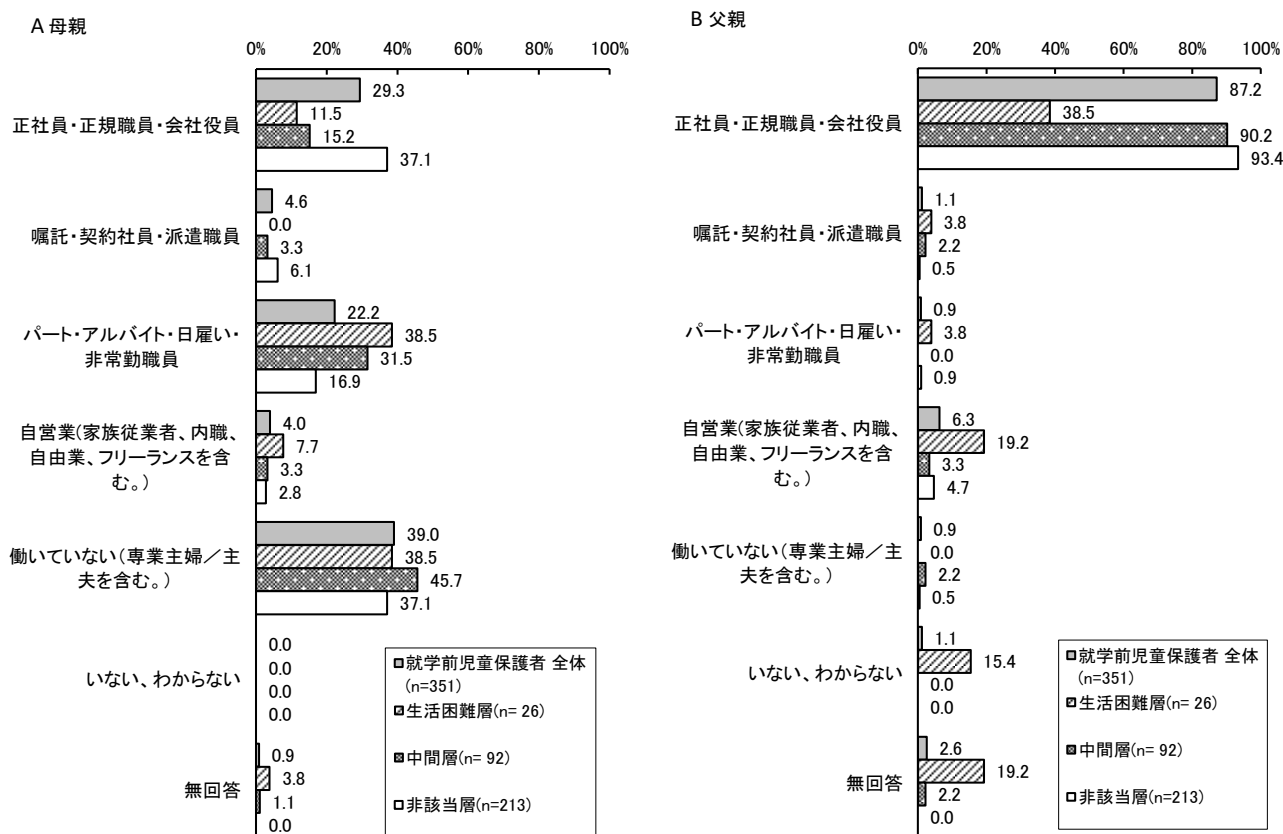


(Ⅱ) 親の就労状況

親の就労状況について、就学前児童保護者では、母親は「働いていない(専業主婦/主夫を含む。)」が39.0%で最も多く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が29.3%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が22.2%となっています。生活状況別では、生活困難層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が38.5%と中間層の31.5%、非該当層の16.9%を上回ります。非該当層では「正社員・正規職員・会社役員」が37.1%であり、生活困難層の11.5%、中間層の15.2%を大きく上回ります。

父親は「正社員・正規職員・会社役員」が87.2%と大半を占めています。生活状況別では、生活困難層で「正社員・正規職員・会社役員」が38.5%と、中間層の90.2%、非該当層の93.4%を大きく下回ります。また、「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)」が19.2%と他の層を上回ります。

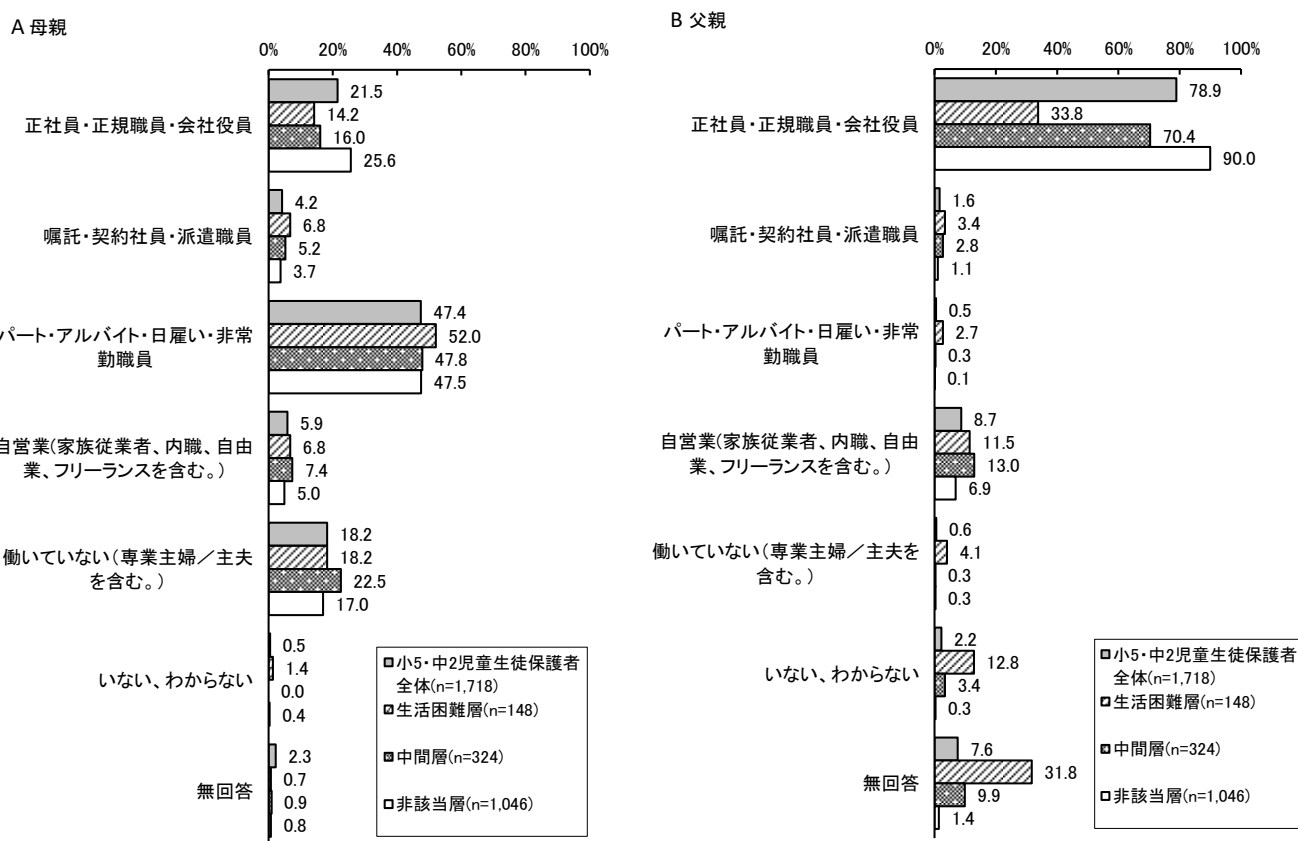
【就学前児童保護者・生活状況別】親の就労状況



小5・中2児童生徒保護者では、母親は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が47.4%で最も多く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が21.5%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む。）」が18.2%となっています。生活状況別では、生活困難層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が52.0%で他の層を上回ります。「正社員・正規職員・会社役員」の割合は、非該当層の25.6%が最も高くなっています。

父親は「正社員・正規職員・会社役員」が78.9%と大半を占めています。生活状況別では、「正社員・正規職員・会社役員」の割合は生活困難層ほど低くなっています。

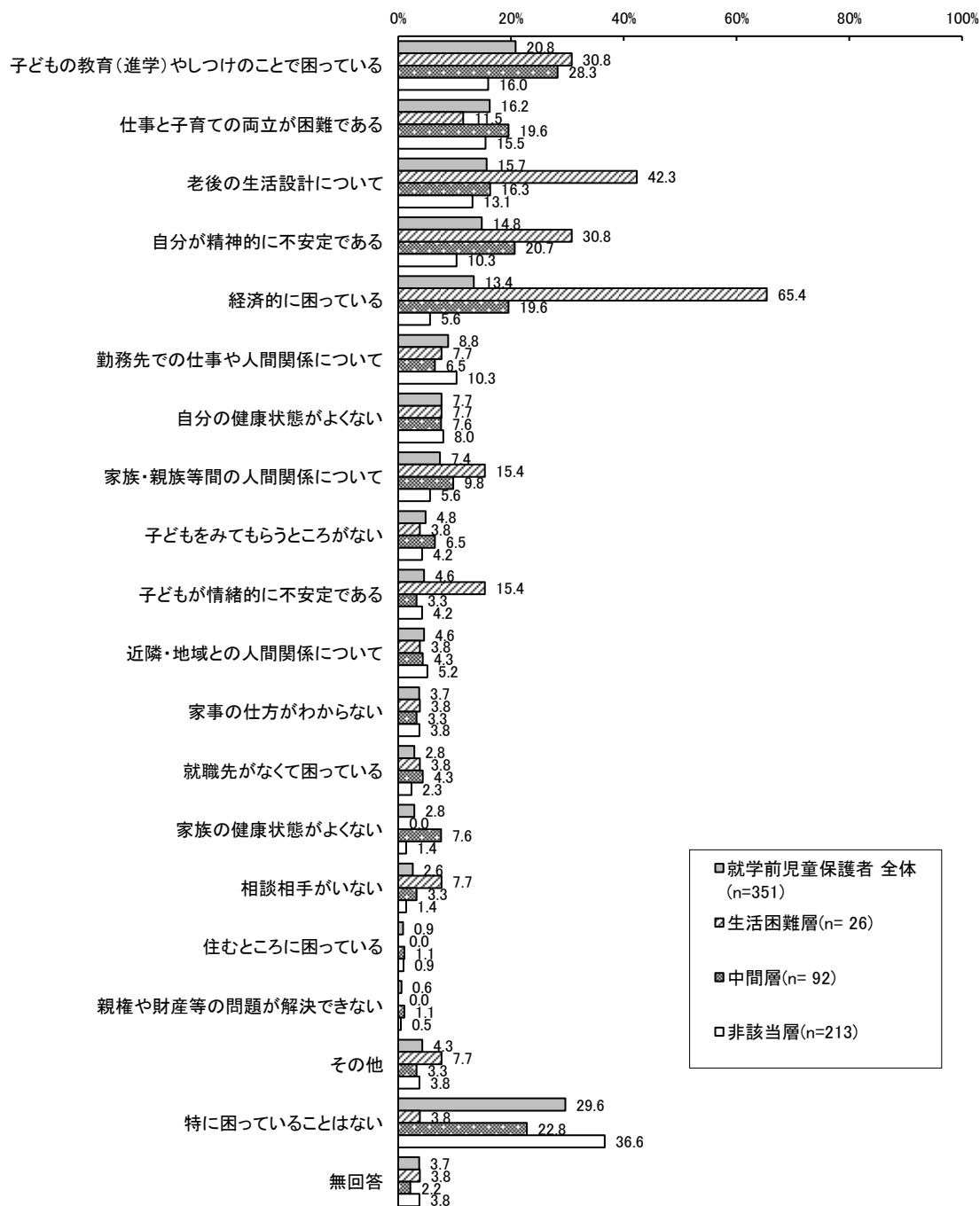
【小5・中2保護者・生活状況別】親の就労状況



(Ⅲ) 現在の悩みや不安

現在の悩みや不安について、就学前児童保護者の生活状況別では、生活困難層の「経済的に困っている」が65.4%と最も高く、非該当層の5.6%を大きく上回ります。生活困難層では、次いで「老後の生活設計について」が42.3%、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」「自分が精神的に不安定である」がともに30.8%、「家族・親族等間の人間関係について」「子どもが情緒的に不安定である」がともに15.4%と多くの項目で他の層の割合を上回ります。また、「特に困っていることはない」はわずかに3.8%であり、中間層の22.8%、非該当層の36.6%を大きく下回ります。

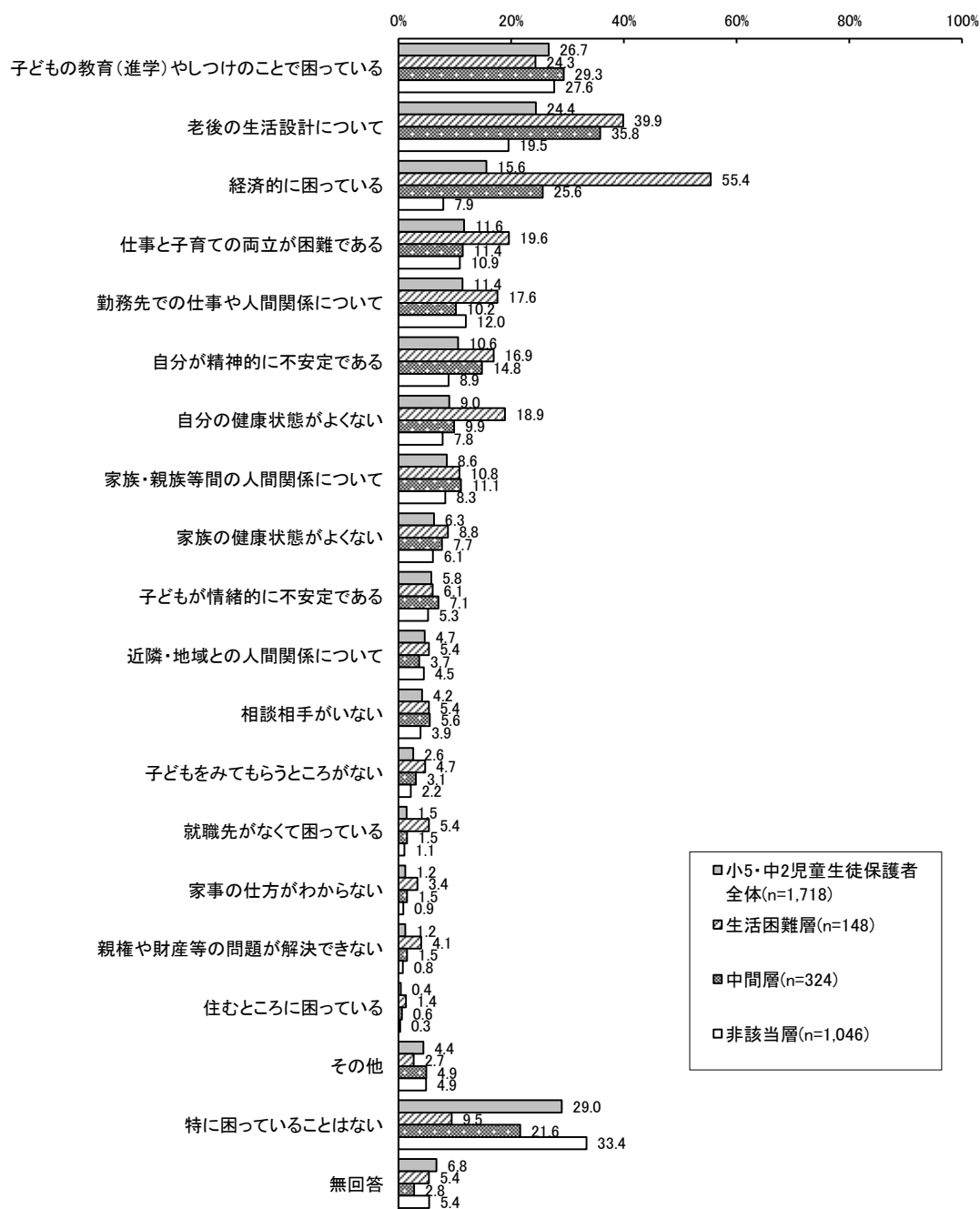
【就学前児童保護者・生活状況別】現在の悩みや不安



小5・中2児童生徒保護者の生活状況別では、生活困難層の「経済的に困っている」が55.4%と突出して高く、非該当層の7.9%を大きく上回っています。生活困難層では、次いで「老後の生活設計について」39.9%、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」24.3%をはじめ、「仕事と子育ての両立が困難である」「自分の健康状態がよくない」「勤務先での仕事や人間関係について」「自分が精神的に不安定である」などの項目で、他の層の割合を上回っています。

また、「特に困っていることはない」は9.5%であり、中間層の21.6%、非該当層の33.4%を大きく下回ります。

【小5・中2保護者・生活状況別】現在の悩みや不安

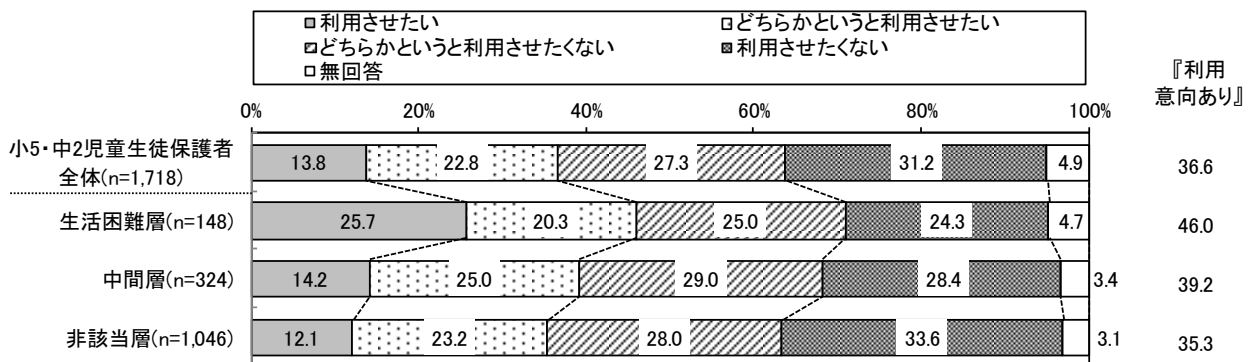


② 支援に対する意向や相談相手

(I) 子どもが食事できる居場所の利用意向

子どもが食事できる居場所の利用意向について、小5・中2児童生徒保護者では、「利用させたくない」が31.2%、「どちらかという利用させたい」が27.3%、「利用させたい」と「どちらかという利用させたい」を合わせた『利用意向あり』は36.6%となっています。生活状況別でみると、生活困難層で「利用させたい」が25.7%と他の層を大きく上回っており、『利用意向あり』の割合は、生活困難層ほど高くなっています。

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもが食事できる居場所の利用意向

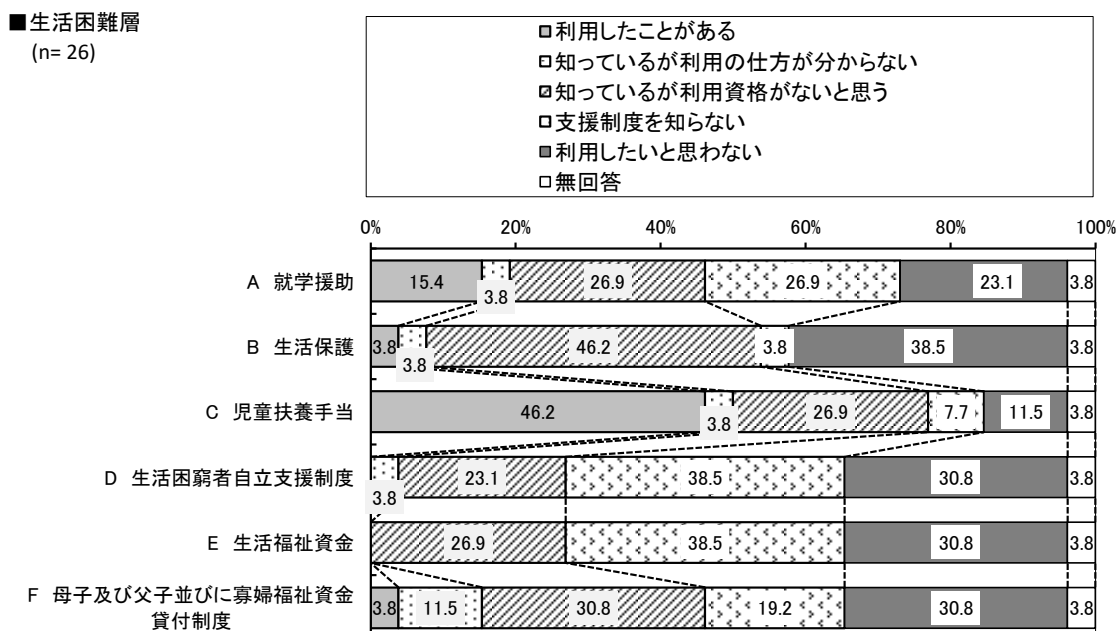


(II) 支援制度の利用

支援制度の利用について、就学前児童保護者の生活状況別では、生活困難層で「利用したことがある」割合が児童扶養手当で46.2%、就学援助で15.4%であり、他の層を大きく上回ります。また、生活困窮者自立支援制度は、生活困難層ほど「支援制度を知らない」割合が高くなっています。母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度についても、「知っているが利用の仕方が分からない」は生活困難層のみ1割を超えます。

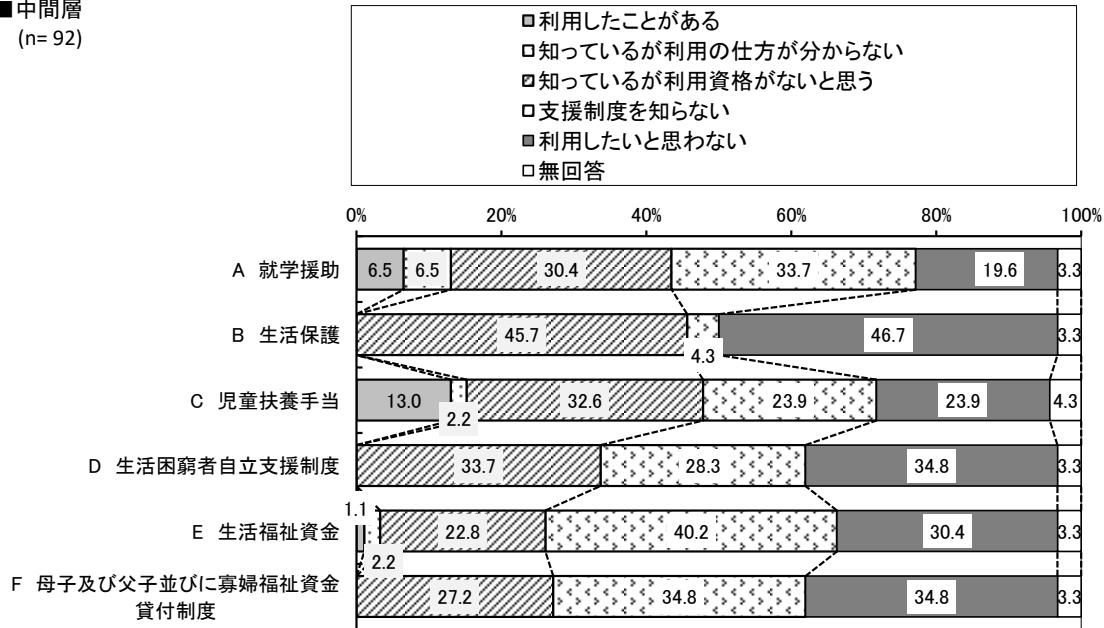
一方で、「知っているが利用資格がない」や「利用したいと思わない」割合は、非該当層ほど高い傾向にあります。

【就学前児童保護者・生活困難層】支援制度の利用



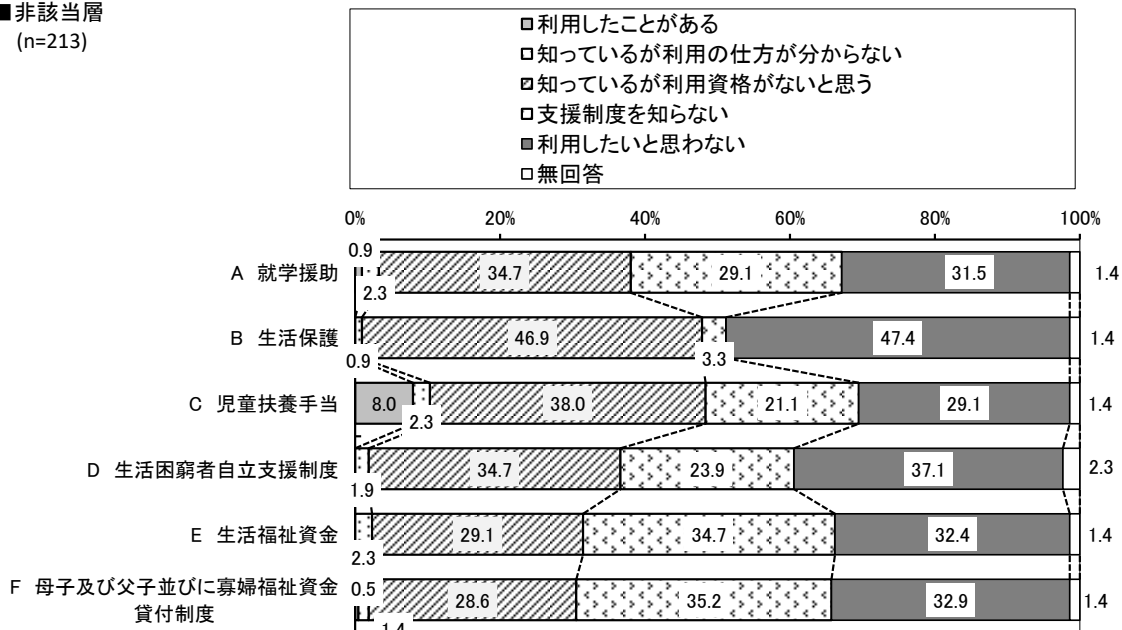
【就学前児童保護者・中間層】支援制度の利用

■ 中間層
(n=92)



【就学前児童保護者・非該当層】支援制度の利用

■ 非該当層
(n=213)

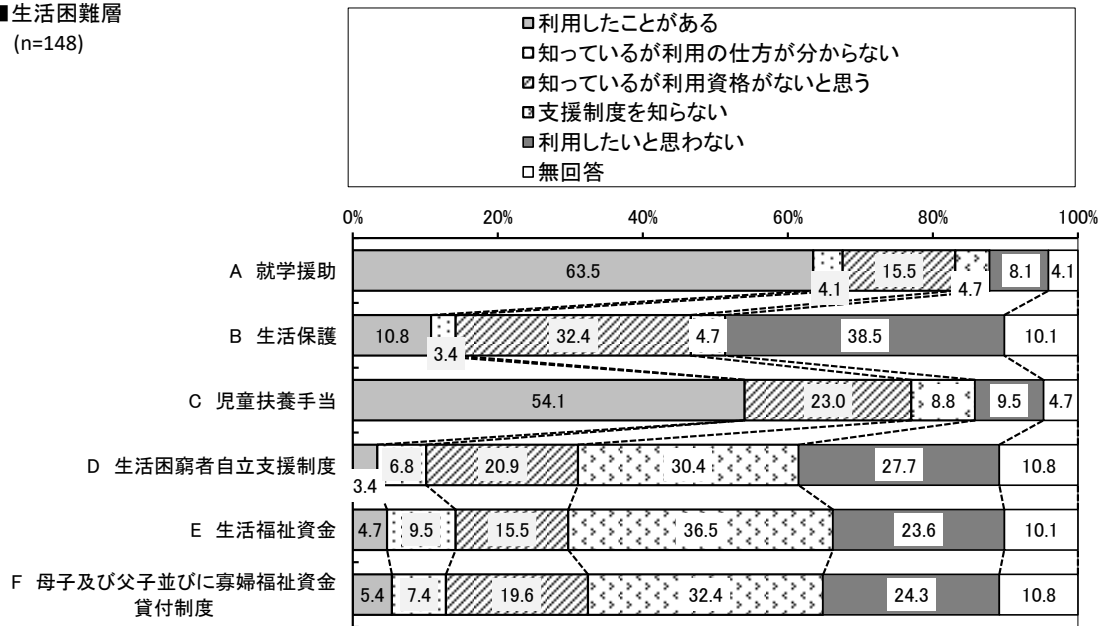


小5・中2児童生徒保護者の生活状況別では、生活困難層で「利用したことがある」割合が就学援助で63.5%、児童扶養手当で54.1%であり、他の層を大きく上回ります。また、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度については、生活困難層ほど「支援制度を知らない」割合が高い傾向が見られます。

一方で、「知っているが利用資格がない」や「利用したいと思わない」割合は、非該当層ほど高い傾向にあります。

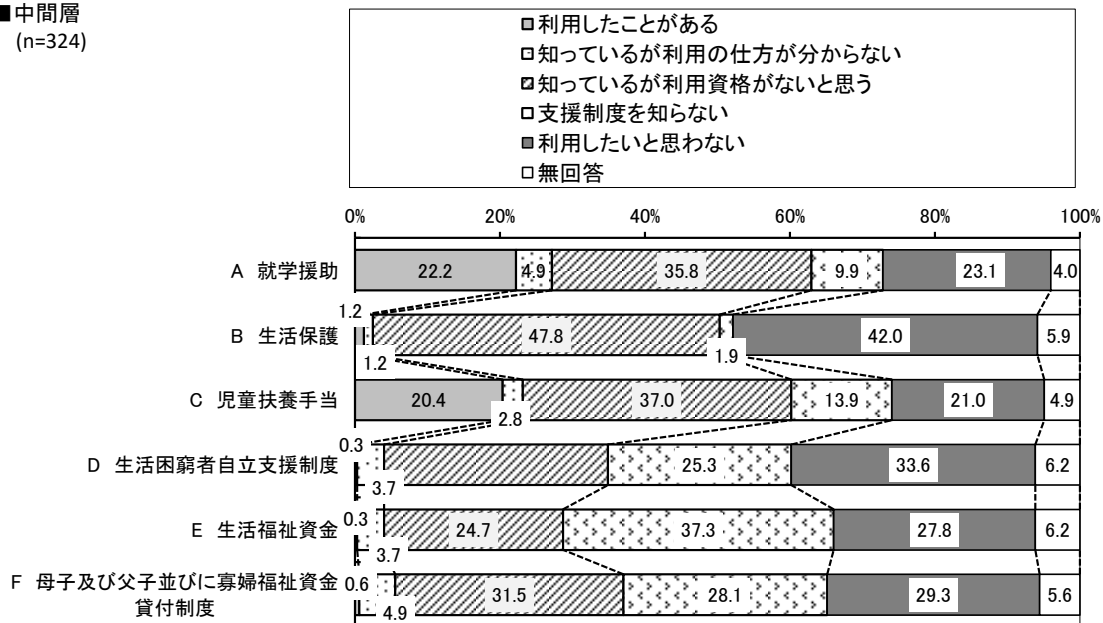
【小5・中2保護者・生活困難層】支援制度の利用

■生活困難層
(n=148)



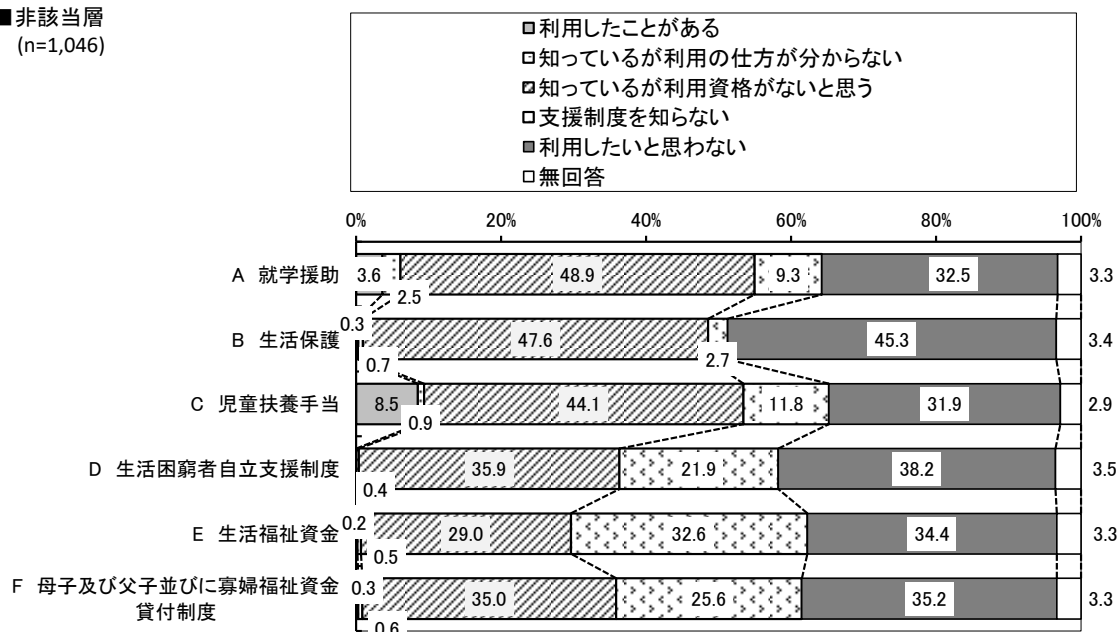
【小5・中2保護者・中間層】支援制度の利用

■中間層
(n=324)



【小5・中2保護者・非該当層】支援制度の利用

■非該当層
(n=1,046)

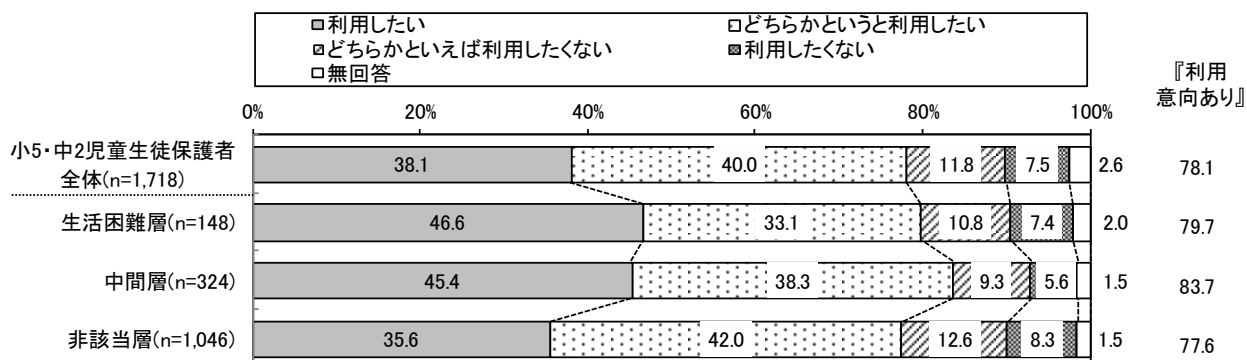


③ 子どもの教育や進学について

(I) 子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向

子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向について、小5・中2児童生徒保護者では、「利用したい」38.1%と「どちらかという利用させたい」40.0%を合わせた『利用意向あり』は78.1%となっています。生活状況別でみると、『利用意向あり』は、中間層の83.7%が最も高くなっています。

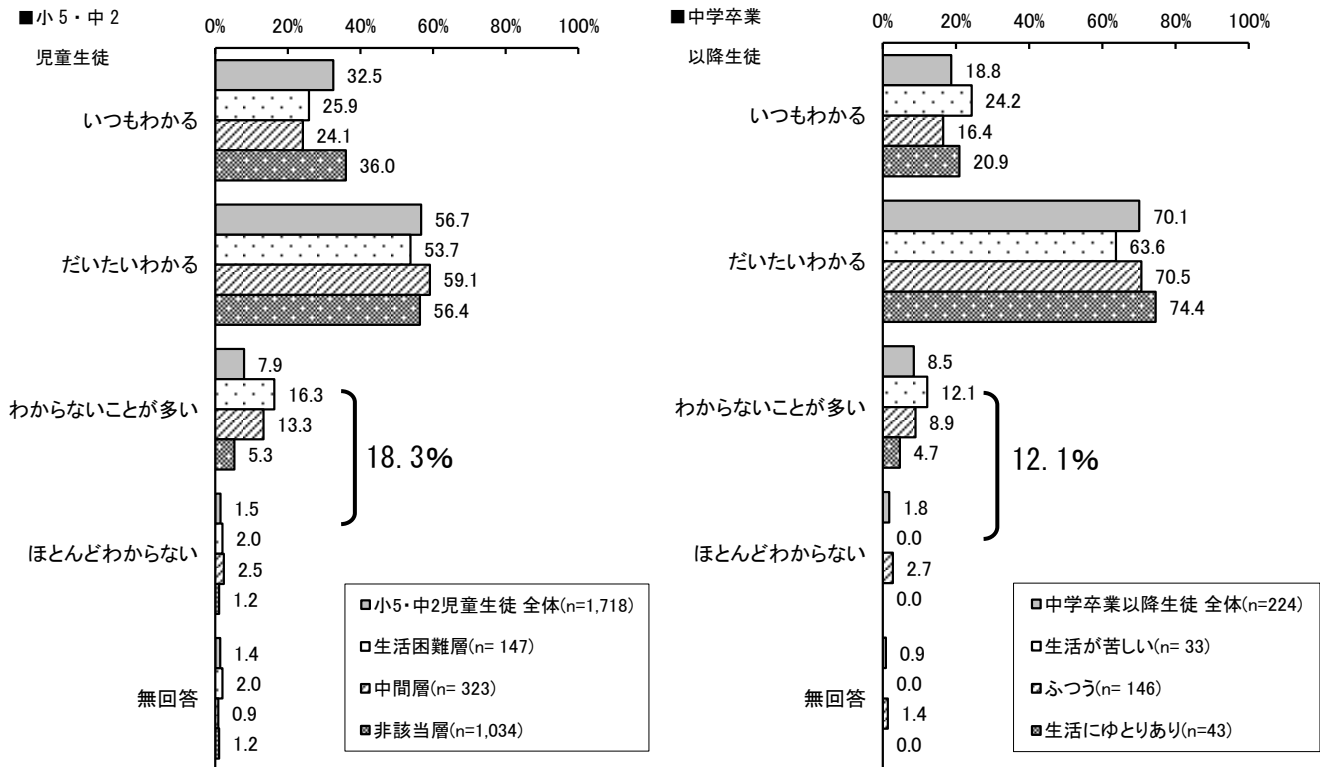
【小5・中2保護者・生活状況別】子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向



(II) 学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、いずれの調査も『わからない』（「わからないことが多い」「ほとんどわからない」との回答の合計）割合が生活困難層ほど高い傾向にあります。

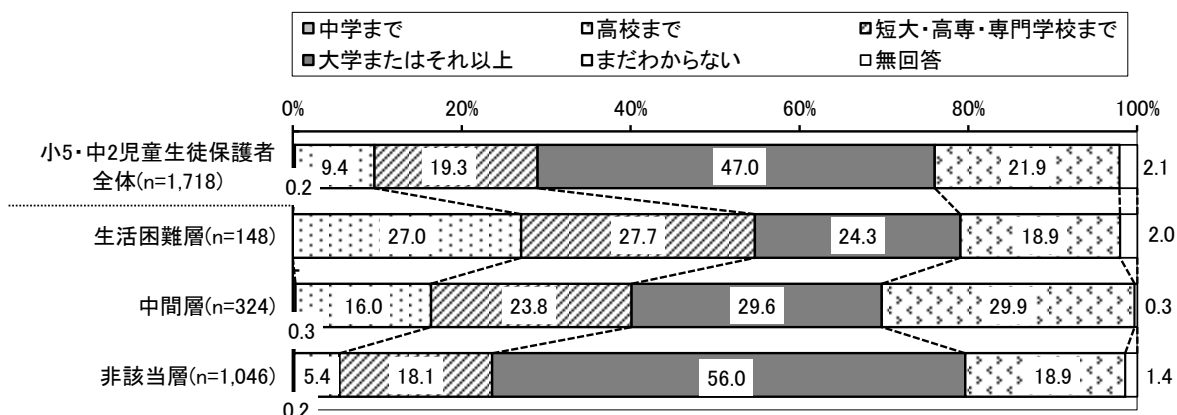
【小5・中2児童生徒・中学卒業以降生徒・生活状況別】学校の勉強の理解度



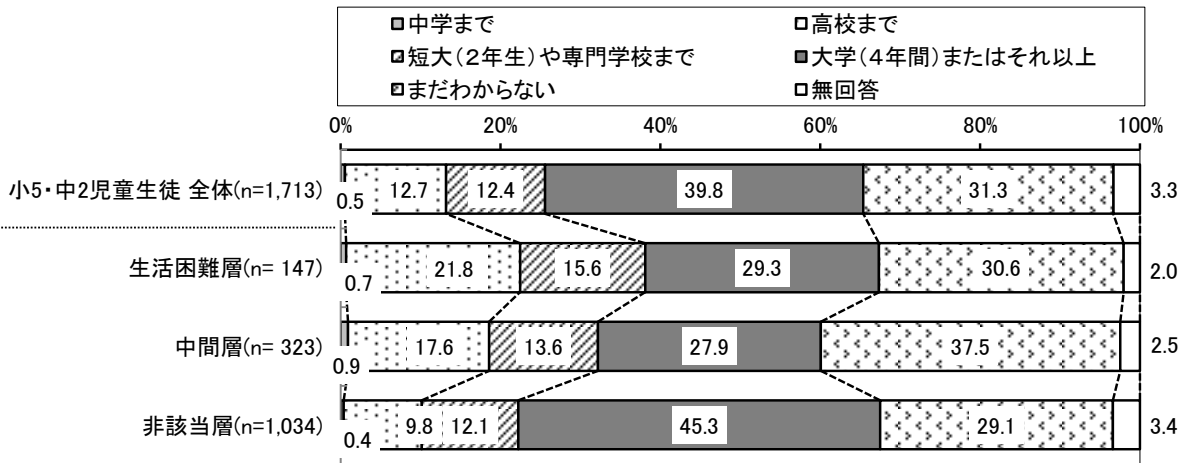
(III) 進学について

児童生徒自身の進学の希望について、小5・中2児童生徒調査では、生活困難層ほど、「高校まで」、非該当層ほど「大学（4年間）またはそれ以上」の割合が高くなっています。また、保護者と比較すると、「高校まで」との回答は児童生徒に比べ保護者で多くなっています。（児童生徒 21.8% < 保護者 27.0%）

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもの将来の進学段階の予想



【小5・中2児童生徒・生活状況別】進学希望

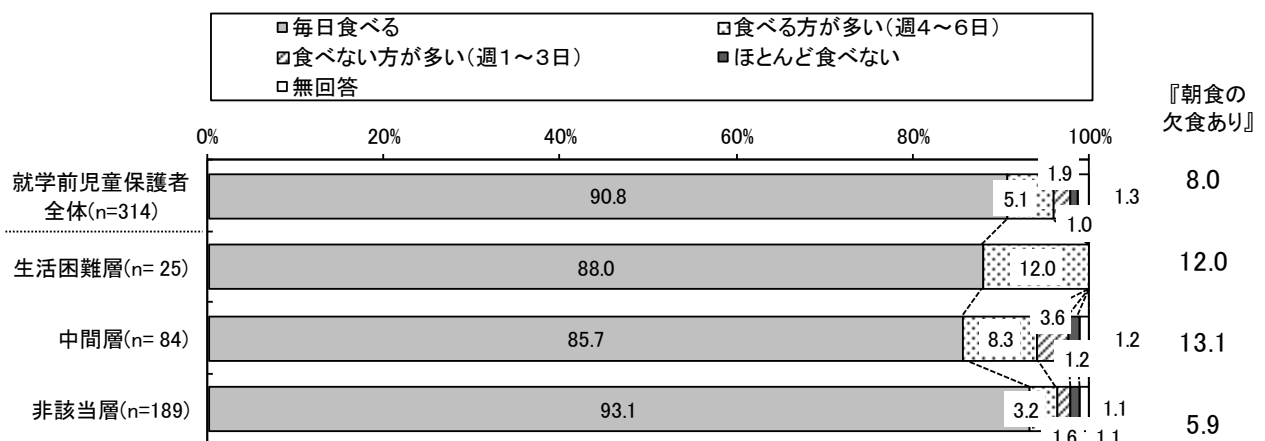


④ 子どもの生活や健康について

(I) 子どもの朝食の摂取

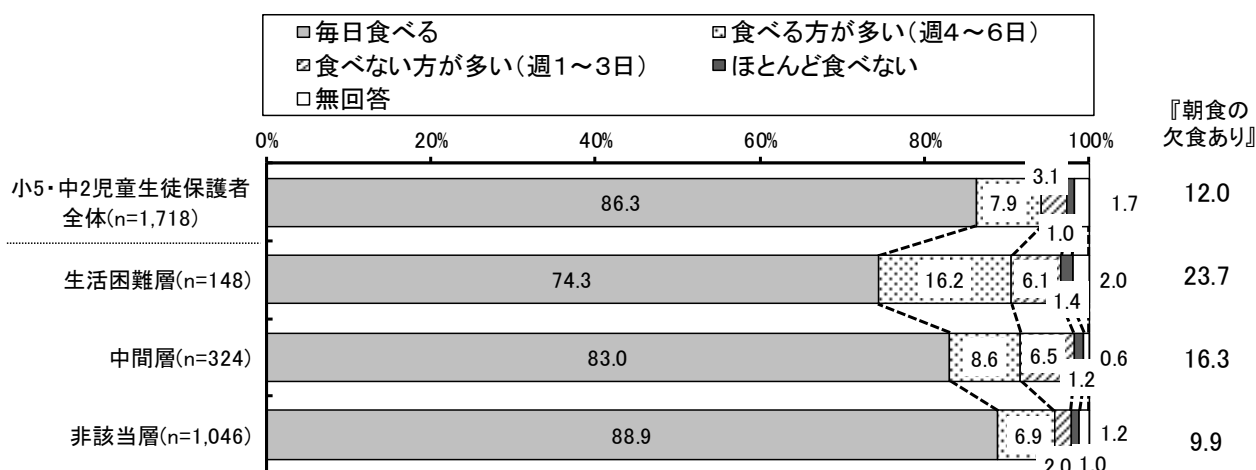
子どもの朝食の摂取について、就学前児童保護者では、「毎日食べる」が90.8%、「食べる方が多い(週4~6日)」が5.1%、「食べない方が多い(週1~3日)」が1.9%、「ほとんど食べない」が1.0%となっています。生活状況別では、「毎日食べる」は非該当層の93.1%が最も高い。「食べる方が多い(週4~6日)」と「食べない方が多い(週1~3日)」と「ほとんど食べない」を合計した『朝食の欠食あり』は生活困難層と中間層で1割台となっています。

【就学前児童保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



小5・中2児童生徒保護者では、「毎日食べる」が86.3%、「食べる方が多い(週4～6日)」が7.9%、「食べない方が多い(週1～3日)」が3.1%、「ほとんど食べない」が1.0%となっています。生活状況別では、「毎日食べる」は非該当層の88.9%が最も高くなっています。『朝食の欠食あり』は生活困難層ほど高く、生活困難層では2割を超えています。

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



(2) 関係団体アンケート

① 保護者や子どもの状況について

(I) 生活困難を抱える子どもや家庭との関わり

生活困難な状況を抱えている、またはそれが疑われる子どもや家庭における「問題がある」とされた割合は、関わる子どもの年代が上がるほど高い傾向が見られ、中学校では約9割となっています。

「問題がある」とした場合に、子どもや家庭に当てはまる内容についてたずねたところ、保育所、小中学校、学童保育所ともに、保育料や教材費・給食費等を「滞納している」、中学校では「修学旅行等の行事参加費の支払いができない」が多く挙げられています。また、「朝食・夕食を食べていない」や「お風呂に入っていない様子がある」など、子どもの基本的な生活習慣に関する回答や、小中学校では「保護者との連絡がとれない」との回答も多くなっています。

(II) 子どもの抱える困難の内容

子どもの抱える問題の内容については、いずれの関係機関においても「基本的な生活習慣(あいさつや食生活、整理整頓など)」「親子・家族関係」「心や体の健康状態」「住環境や生活環境」などが多く挙げられ、多岐にわたる問題を抱えていることがわかります。

(Ⅲ) 保護者の抱える困難の内容

保護者の抱える困難の内容については、保育所では「就労」や「経済状況」、小中学校では「子どもの養育・しつけ」「不規則な生活」が多く挙げられています。学童保育所では、「子どもの養育・しつけ」「就労」「経済状況」のほか、多くの項目が挙げられています。

(Ⅳ) 生活困難とヤングケアラーとの関係

ヤングケアラーと思われる児童生徒の有無について、「いる」との回答は、関わる子どもの年代が上がるほど高い傾向が見られ、中学校では3割台半ばとなっています。また、自由記述の内容からは、具体的な子どもの状況が明らかとなりました。

(Ⅴ) 生活困難家庭との関係

保育所からは、「関係は良好」との回答が見られた一方で、小中学校では、「保護者と連絡が取れない」ことや「状況把握が難しい」ことが挙げられています。学童保育所においては、「保護者に支援しやすい立場・関係にある」との回答が多く挙げられているものの、「保護者が相談をためらう」ケースや、「関係構築に不安」を感じている回答も見られました。

② 支援・連携の内容や課題

(Ⅰ) 必要だと思う支援策

いずれの関係機関においても「保護者の支援」が多く挙げられました。また、小中学校、学童保育所では、「子どもの生活支援」を望む回答も共通して見られ、関係機関が連携し、生活に困難を抱える子どもの早期発見が求められています。

(Ⅱ) 各機関で実際に行った支援・果たすべき役割と考えること（一部抜粋）

① 保育所

	項目	内容
実際に行っている支援	気づきと信頼関係の構築	話を傾聴し、メンタル面や体調に寄り添い、子ども達の成長を一緒に喜びあう。
	他の機関との連携と情報共有	関連機関と連携し、問題を共有することで対策を講じる。
	子どもの生活支援	食事や睡眠のサポート、衣服の提供。
	保護者への情報提供	必要な支援を受けられるように関係機関を紹介する。
	保護者の支援	保護者と面談を行う。
役割とは 保育所が担う 保育所が考える	関係機関へのつなぎ・情報共有	支援に繋がれるように行政と連携を密にした支援や関係機関への紹介。
	気づき・早期発見	虐待防止、サインを見逃さない等。
	子育て支援	地域に根ざした子育ての交流が出来ていくとよい。

② 小学校

	項目	内容
実際に 行った 支援	実態の把握	家庭訪問を行い、家庭の様子を確認。
	他の機関との情報共有と連携	児童相談所との連携や市への情報提供、民生委員・児童委員と主任児童委員との情報交換。
	関係機関へのつなぎ・情報提供	必要とする支援を受けられるよう行政や関係機関へと繋ぐ。
	信頼関係の構築・相談対応	保護者の立場に寄り添うことや子どもの学習の取り組み方について助言する。
小学校が 考える 小学校が 担う 役割とは	家庭への関わり方	児童の経済的な問題に学校が関与することは困難である。学校が行える支援は児童に対し、学習や学校生活を円滑に行う社会性を身につけることだと考える。
	相談体制の充実・情報提供	児童の孤立化を防ぐこと。家庭と行政のパイプ役として情報を共有し、相談できる場を提供する。
	他の機関との連携と情報共有	子どもの変化を察知し、迅速に関係機関との連携を行う。

③ 中学校

	項目	内容
実際に 行った 支援	保護者の支援	教材費の分割払いを保護者と相談のうえ、個別に計画を立てて行った。
	信頼関係の構築や相談対応	スクールソーシャルワーカーとの面談、進路相談等の連携。
	実態の把握	教育相談部会での状況把握や生徒本人との話し合い。
	他の機関との連携と情報共有	行政機関との連携や主任児童委員への協力依頼、児童相談所への連絡。
	子どもの学習や登校への対応	放課後に学校に登校させる。
中学校 が 考える 中学校 が 担う 役割とは	家庭への関わり方	相談には応じているが、学校が生徒の家庭環境に介入することは限界がある。
	他の機関との連携と情報共有	問題を抱える子どもの早期発見、諸機関への早期連携。
	相談体制の充実や情報提供	行政サービスの提案、コーディネーターの紹介や相談室や保健室と連携し、本人へのカウンセリングを実施。
	子どもの学習支援	生徒本人に対する学習支援。
	その他	学校が困難を抱える子のために使える予算を配当。

④ 学童保育所

	項目	内容
実際に 行った 支援	信頼関係の構築・相談対応	保護者の話を受け止め、寄り添う。子どもたちの細やかな様子を共有する。
	保護者への支援	交流会等を通し、保護者同士のつながりを作った。保護者の悩みを聞き、励ました。
	組織内での気づきの共有	職員間での情報共有や子どもからの情報収集を行っている。
	他の機関との連携と情報共有	小学校・児童相談所等の関係機関との情報共有及び繋ぎ。
	地域へのつながりや情報提供	地域のつながりを作るよう配慮し、必要な相談機関を紹介した。
	子どもの生活支援	提供するおやつを腹持ちの良いものにすることや、プレゼントや景品を筆記用具等の必需品にするなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所作りを心がけている。
	子どもの教育・体験への支援	キャンプやおでかけなどの行事参加費を家庭ごとの個別支出ではなく、バザーの収益や保護者会費で補填した。
学童 保育所 が考 える 学童 保育 所が 担う 役割 とは	保護者との関係構築	孤独な子育てとならぬよう保護者の悩みや思いに寄り添い、精神的なケアを行う。
	状況把握・早期発見	子どもの発するかすかなサインや変化を見逃さない。状況を把握し、言動を記録する。
	子どもの生活支援	食事やおよつ提供。子どもの心が豊かであるように行事や遊びを通して社会性を育む。子どもが安心して過ごせる居場所づくり。
	相談体制の充実と情報提供、支援へのつながり	子育てについての悩みを聞き、行政の支援へとつなげる。職員が相談相手としての専門性を高められるよう関係機関の講義を受講する。
	他の機関との連携と情報共有	家庭環境を細かに観察し、学童保育所として知り得た情報を関係機関に共有する。経済的理由で在籍できない世帯こそ入所してもらい、支援に繋げる必要がある。
	保護者同士の交流促進	保護者が孤立しないよう職員だけでなく、保護者同士が共助できるよう繋がる機会をつくる。
	支援制度の強化、充実	学童の保育料の減免や負担軽減、福祉機能の強化。児童の居場所提供に加え健全育成を目的とした組織の担う放課後子供教室の必要性。

(3) グループヒアリング

① 保護者や子どもの状況について

(I) 生活困難を抱える子どもや家庭との関わり

グループヒアリングにおいては、多くの団体で生活困難な状況を抱える子どもや家庭との関わりがあることが確認されました。また、支援を必要とする人・家庭ほど支援につながりにくいこと、コロナ禍にあつて、話を聞くなどの直接的な支援の機会が奪われ状況を把握しにくいなど、支援の難しさについても意見が挙げられました。

(II) 子どもの抱える困難等

子どもの抱える困難としては、学力やさまざまな体験の不足、基本的な生活習慣が確立されていないこと、不登校の子どもが存在などが指摘されました。

(III) 家庭や保護者の抱える困難・課題等

家庭や保護者の抱える困難としては、ひとり親世帯、子どもや親自身の障害、外国籍、DV 等複合的な問題を抱えていることが多いことなどが確認されました。

(IV) 生活困難とヤングケアラーとの関係

生活困難な家庭の中には、ヤングケアラーと思われるケースが実在するとの回答（指摘）があり、深い関わりがあるものと考えられます。また、その背景として保護者の疾患や障害、多子世帯、外国籍等との関連も指摘されています。

② 支援・連携の内容や課題

(I) 子どもの貧困に対する組織的な支援

多くの団体で、見守り、団体内での情報共有、家庭訪問、行政支援や学校へつなぐ役割をはじめ、子どもの貧困に対する組織的な支援を行っていることが確認できました。一方で、行政支援につなぐ際の窓口がわからない、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との情報共有の場がほしい、学校により対応に差がある等の指摘がありました。また課題として、支援者に求められる知識、専門性、支援者自身の相談先、ボランティア等が挙げられました。

(Ⅱ) 子どもの貧困に対する関係機関との連携

すべての団体で、市をはじめとするさまざまな主体と連携していることが確認できました。特に、民生委員・児童委員、主任児童委員や学習支援教室ではすべての主体と連携していると回答するなど、一部で連携・協力体制が構築されていることがうかがえます。課題として、市以外のネットワークとは連携しているが、行政との連携がないという声や関係性の強化、関係機関または支援者間の連携強化を求める声もあります。

(Ⅲ) 子どもの貧困対策として必要な取組

子どもの貧困対策として市に望む取組については、就労支援をはじめ保護者への支援の強化、公共施設を活用した子どもが“何をしなくてもいられる”居場所の提供や子ども食堂の充実、就学手続き書類の多言語化、支援者間の連携・つながりの強化や情報共有の場、生まれてから青年期も含めた切れ目のない支援、子どもに関する情報の一元化などさまざまな提案がありました。

(4) 調査結果から見える課題の整理

各種調査結果等を踏まえ、本市における主な課題を次のとおり整理しました。

課題1 保護者の生活の安定と就労の支援

アンケート調査では、ひとり親世帯の母親で、生活困難な状況を抱える割合が高くなっています。また、そうした家庭の保護者の就労状況はパートタイム等の非正規雇用が多く、現在の生活の状況についても、『生活が苦しい』と回答する人が多く見られました。一方で、両親がいる世帯であっても、子どもの数が多いほど生活困難な状況に陥りやすい傾向にあります。

ひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きく、子どもとの時間が十分にとれない等の影響が考えられます。

アンケート調査においては、生活困難層ほど多岐にわたる悩みや不安を挙げており、精神的不安や健康不安を抱える割合も高くなっています。ヒアリング調査でも生活から就労までさまざまな内容に対応できる相談体制の充実が求められていることから、ひとり親をはじめとする保護者が相談しやすい体制づくりや生活の安定に向けた支援が求められます。

また、特に就学前児童保護者の生活困難層で、精神的不安や生活が苦しいと感じている割合が高いことから、母子健康手帳の交付時や各種事業でのあらゆる機会を捉え、生活困難に陥りやすい傾向にある保護者の早期把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要です。

併せて、生活困難層で就労や仕事と家庭の両立に関する悩みを抱える保護者が多いことを受け、就労支援や多様な就労に対応した保育、企業に対し働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

課題2 必要とする人が支援につながるための情報提供と連携の強化

アンケート調査では、生活困難層ほどフードパントリー（食料支援）や子どもが食事できる居場所の利用意向が高くなっています。現在、NPO やボランティアを中心に市内で子ども食堂が6か所、フードパントリーが4か所で開催されていることから、必要とする人に届きやすい周知方法や利用しやすい仕組みづくりが求められます。

各支援制度について、アンケート調査では、生活困難層で就学援助や児童扶養手当の利用経験が多くなっていますが、その他の支援制度については、知らない・利用の仕方が分からない等の回答が多く、生活保護については、生活困難層においても4割近くが利用したいと思わないと回答しています。支援制度については、その対象者や制度の内容・目的、利用方法などの情報が真に必要な人に届き、適切な利用に結びつくよう、制度の周知方法の工夫が必要です。

また、ヒアリング調査では、支援が必要な人ほどつながりにくいこと、ひとり親世帯、ダブルワークによる多忙さ、子どもや保護者自身に障害・疾患があったり、DV、外国人世帯であることなど、複合的な課題を抱える傾向が強いことが指摘されています。重複した課題に対応するための市の支援体制の整備や相談窓口の一本化、支援者同士の情報共有・連携の場についても検討する必要があります。

課題3 子どもの学習支援と進学に対する経済的支援

子どもの気持ちを大事にする会話や読み聞かせ等は、子どもの非認知能力(気づく力や人と関わる力など、社会を生き抜く力)を伸ばす上で役立つとされていますが、アンケート調査では、生活困難層ほどそうした働きかけが難しいとの回答が多く、ヒアリング調査においても、生活困難層で子どもの健全な育成を促す体験の不足が指摘されています。生活状況に関わらず、子どもの健やかな育ちが保障されるよう、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境整備と自立する力の育成や多様な体験ができる機会の充実に求められます。

アンケート調査では、生活状況にかかわらず子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所のニーズは高くなっていますが、生活困難層ほど学習の遅れや習い事・塾に通わせることができない家庭が多いことを踏まえ、学校での学習による基礎学力の定着を基本に、現在、生活困窮世帯等や一部のひとり親家庭を対象に行っている学習支援教室において、一人ひとりの理解度に合わせた寄り添い型の学習支援を今後も継続する必要があります。

また、アンケート調査では、生活困難層で教育費への不安が大きく挙げられています。子どもの進学希望が経済的な理由により絶たれることがないように、国や県をはじめとする高校進学に対する各種給付金や奨学金制度のわかりやすい情報の周知と利用促進が重要です。

課題4 子どもの生活・健康の見守り体制の充実

子どもの生活習慣や健康については、アンケート調査から生活困難層ほど睡眠時間が短く、朝食の欠食の割合が高いことがわかっています。そのほか、小中学校の児童生徒については、生活困難層ほど痛む歯やむし歯がある割合が高く、中学卒業以降の子どもについては、生活困難層ほど不健康だと感じる割合や精神的不安をもつ割合が高い傾向が見られます。

学童期に基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭への情報提供や意識啓発を通じた家庭教育の支援、また、健康状態やこころの状態の悪化から不登校などにつながることを防ぐよう、学校、地域、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携により生活困窮の可能性のある児童生徒の生活や健康に対する見守り体制の充実に望まれます。また、ヒアリング調査で指摘されたように、「子どもの貧困」に対する地域の理解を深め、地域で子どもを育てる・見守る意識を醸成することも重要となります。

近年、県の条例や計画の策定によりその存在が大きく取り沙汰された「ヤングケアラー」との関連については、ヒアリング調査からもそうした状況の子どもがいることが指摘されています。また、子どもを対象としたアンケート調査では、生活困難層ほど「きょうだいや家族の身の周りの世話」にかかる時間が長い、保護者を対象とした調査からは、生活困難層で子どもに家事の一部を任せる割合が高い傾向が見られました。本来大人が担うとされているケア責任を引き受けて家事や家族のサポートを行っている「ヤングケアラー」であるかについては、今回のアンケート調査の結果のみでは判別が難しいところではありますが、「ヤングケアラー」の存在について、まずは教育・子育て支援の関係者が認識し、子どもの状況を把握しながら必要に応じて支援につなげる体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき姿

子どもたちは、大切な人材であり、宝です。そのすべての子どもたちの権利が保障され自分の良さや可能性を信じて努力し、挑戦できることが必要です。

しかしながら、現実には子どもたちは生まれ育った環境に大きく左右され、世代を超えて連鎖する「貧困の連鎖」の存在が指摘されています。

貧困の問題は、経済的な要因のみならず、家庭の教育力・養育力不足、社会的孤立、病気、DVなど複合的な要因を背景としており、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康、不衛生、低学力、いじめ、非行、虐待など様々な困難に直面しています。また、家族の介護や世話に追われて勉強や部活動などの時間が制限されるヤングケアラーの問題がクローズアップされています。こうした厳しい状況にある子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分自身の力を発揮できるよう、教育の機会均等を図ることにより、健やかに育成される子どもの現在、明るい未来を応援します。学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置づけ、学校、行政、地域が連携し、困難に直面している子どもを支援していきます。

また、当事者である子どもの意見に耳を傾け、現在抱えている困難についての解決に向けて努めていきます。

子どもたちが、夢や将来を思い描き、前向きに挑戦し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことのできるまち「あげお」を目指します。

2. 基本目標

すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持ち、豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育む環境をつくる。



第4章 計画の推進

1. 施策の柱

基本目標を実現していくため、「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」「包括的支援」の5つの柱を設定し、計画を推進します。

この柱は、「上尾市子どもの生活実態調査」における回答及びその分析結果を基に、課題を抽出したものです。

1 教育の支援

- (1) 幼児期の教育
- (2) 学校教育における学力の保障
- (3) 自立する力の育成、多様な体験活動の充実

2 生活の支援

- (1) 子どもの生活支援
- (2) 困難を抱える世帯への支援
- (3) ひとり親世帯に対する支援
- (4) 子どもの居場所支援

3 就労の支援

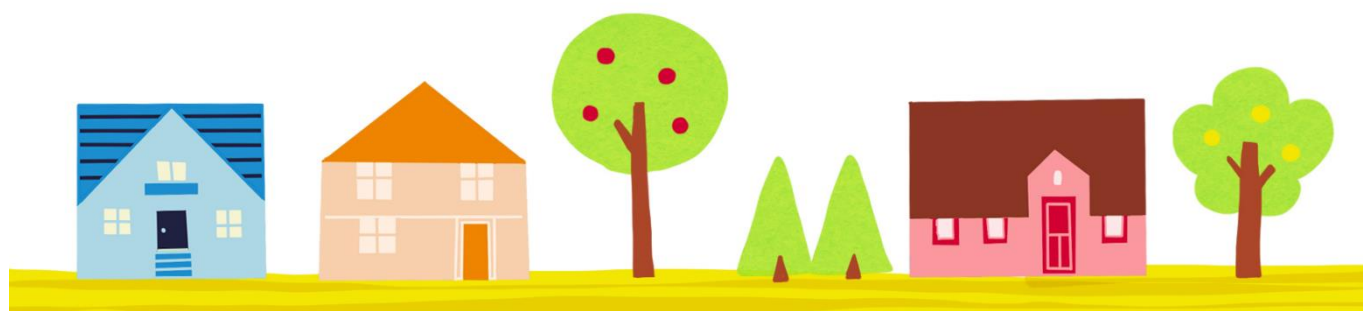
- (1) 保護者の就労支援
- (2) 保育の保障
- (3) 多様な就労形態に合った子育て支援

4 経済的支援

- (1) 子育て世帯への支援
- (2) 困難を抱える世帯への支援
- (3) ひとり親世帯に対する支援
- (4) 進学支援・就学支援

5 包括的支援

- (1) 妊娠期から切れ目のない支援の充実
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 地域における学習機会の創出



2. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標

(1) 教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い教育は、子どもの健やかな育ちや自立する力の育成に繋がるのみならず、世代間における貧困の連鎖を解消する一助となることが期待されます。生活実態調査では、学校の授業の理解度について、生活困難層ほど『わからない』割合が高くなっており、経済状況と授業の理解度に相関関係があることが分かりました。以上のことを踏まえ、家庭環境や経済状況に影響されることなく、意欲のあるすべての子どもが安心して質の高い教育を受けることができるよう、教育環境の整備・充実や学びの連続性の確保に努めることが求められます。また、子どもの社会性や豊かな心を育むためには、学力を保障する取組だけでなく、社会的・文化的な体験をすることも重要であることから、多様な体験活動の支援を行います。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
幼・保・小連絡協議会の開催校数 【内容の充実】	22校 (令和3年度)	22校	指導課
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93% (令和2年度)	99.6%	生活支援課
子どもの高等学校等進学率	99.6% (令和3年5月1日)	99.6%	指導課
日本語指導職員による児童・生徒対応率【内容の充実】	100% (令和3年度)	100%	学務課



① 幼児期の教育

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、基本的な生きる力を獲得する段階にあります。この時期の幼児教育・保育のニーズは高く、家庭ではできない集団生活を通じて様々な学びの機会を得ることができます。子どもの発育や学びの連続性の確保を支援することが重要となります。

	事業名	内 容	担 当
1	保育における幼児教育の推進	保育指針に則り、養護及び教育を一体的に提供できるよう様々な活動を通して子どもの発達を支援していきます。	保育課
2	保育の質の向上	各種研修等を通して、知識や技術を高め、保育の質の向上を図ります。	保育課
3	小学校への円滑な接続	幼保小連携を推進するため小学校体験の場を提供します。	指導課 保育課
4	幼・保・小連携合同研修会の推進	市内の幼稚園、保育所（園）、小学校等の職員で幼・保・小連携合同研修会を実施し、互いの取組について学ぶ機会を設け、幼・保・小連携の推進に取り組みます。合同研修会での研修内容を生かし、幼・保・小連絡協議会の内容充実を図ります。	指導課



② 学校教育における学力の保障

家庭環境や経済状況に影響されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。また、小学校から中学校への円滑な接続を行えるよう、小・中学校が必要な情報を共有し、連携した教育活動を行います。

	事業名	内容	担当
1	学習指導要領の確実な実施	各教科等で育成すべき資質・能力を明確にして、児童生徒一人ひとりが「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱をバランスよく身に付けられるよう、努めます。	指導課
2	学力向上プランの作成	国や県及び市の学力調査結果などにより、各学校が自校の児童生徒の学力や学習の状況を把握し、学校の学力向上のための具体的な計画を作成することにより、課題改善に努めます。	指導課
3	個に応じたきめ細やかな学習指導の展開	少人数指導、チームティーチング、習熟度別指導や補足的指導を実施します。	指導課
4	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課 生活支援課
5	日本語指導職員派遣事業	日本語ができない児童生徒に対し、日本語習得の指導や支援を行うため、在籍する小・中学校に指導職員を配置します。また、指導職員のレベルの均一化を図るため、研修等を実施します。	学務課



③ 自立する力の育成、多様な体験活動の充実

経済的な状況に関わらず、子どもたちが様々な体験活動を通して、社会性や自立能力を高めるための取組を実施します。また、多様な交流機会を創出することにより、豊かな人間関係の中から社会性を身に付けられるような取組を推進します。

	事業名	内 容	担 当
1	中学生社会体験チャレンジ事業	地域の中での様々な体験活動や多くの人との触れ合いを通して、社会性や自立心などを養い、たくましく生きる力を身に付ける事業を実施します。	指導課
2	ボランティア・福祉教育の充実	ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実します。	指導課
3	外部指導者の活用	様々な教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。	指導課
4	土曜日の教育支援事業	公民館講座事業の一環として、土・日・祝日、学校の長期休業期間等において、主に小・中学生を対象に講座を実施します。	生涯学習課



(2) 生活の支援

生活実態調査では、生活困難層ほど子どもの睡眠不足や朝食等の欠食等、生活習慣に課題がある傾向が出ており、食育をはじめとした生活習慣を身に付ける等、健やかな成長を支えることが必要です。また、貧困の連鎖を断ち切るために、夢や進学希望を叶えることができるよう切れ目のない支援を行うとともに、ライフステージの各段階での適切な支援を行います。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
食育の推進（朝食を必ず食べる割合）	【小】 93.3% 【中】 89.9% (令和3年11月1日)	【小】 96.0% 【中】 94.0%	指導課 学校保健課
ヤングケアラー実態調査の実施【新規】	未実施 (令和3年度)	実施	子ども家庭総合支援センター
スクールソーシャルワーカーによる対応率	95% (令和2年度)	100%	教育センター
若者相談における若者本人が相談した割合	50.8% (令和2年度)	64%	子ども家庭総合支援センター
子ども食堂の数【新規】	8 (令和3年度)	10	子ども支援課



① 子どもの生活支援

子どもたちを取り巻く社会環境の変化等に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや睡眠不足に起因する健康問題が懸念されています。また、ヤングケアラーの存在や問題を抱える児童及び生徒への支援が求められています。これらの課題を把握するため、子ども・子育て支援に関する調査等を行い、子どもの生活実態を把握して効果測定するよう努めます。

◎は新規事業

	事業名	内 容	担 当
1	食育の推進	「早寝・早起き・朝ごはん運動」を実施し、規則正しい生活習慣を推進します。	学校保健課
2	フッ化物洗口	フッ化物洗口を実施することにより、児童及び生徒のむし歯予防や口腔保健の推進を図ります。また、フッ化物洗口に児童生徒を主体的に参加させることにより「自分の歯は自分で守る」という意識と共に、健康づくりの習慣の定着を図ります。	学校保健課
3 ◎	ヤングケアラー実態調査の実施	ヤングケアラーの実態調査を行い、実態の把握に努めます。	子ども家庭総合支援センター
4	子ども・子育て支援に関する調査の実施【拡充】	「第3期上尾市子ども・子育て支援事業計画」に向けて、子ども・子育て支援に係る調査を行い、効果測定を行います。	子ども支援課
5	スクールソーシャルワーカーの各小中学校への対応	課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援します。	教育センター
6	さわやか相談員の各小中学校への対応	いじめ、不登校等の課題に対応し、児童生徒の相談及び支援を行うことにより、課題の解決等を目指します。	教育センター



② 困難を抱える世帯への支援

社会生活を送るうえで困難を有する世帯に対し、自立に向けた生活の基盤を支えるための支援を行います。生活困窮者自立相談支援事業の支援員等による各種支援に適切に繋げる体制の充実を図ります。

	事業名	内 容	担 当
1	生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援事業)	生活の困りごとや不安の相談を受け、相談内容に応じて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	子ども・若者相談事業	主に15歳から39歳までを対象とした子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭総合支援センター
3	子ども・若者自立支援事業	ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者のための居場所を設置し、その個人の状況に合わせた自立支援プログラムや相談のためのアウトリーチなどの支援を行います。	子ども家庭総合支援センター



③ ひとり親世帯に対する支援

ひとり親世帯の相談事業と生活困窮者自立相談支援事業の支援員等との連携などにより、各種支援に適切に繋げる体制の充実を図ります。ひとり親世帯が抱える様々な問題や個別のニーズに対応するための相談窓口の体制を整えます。また、ひとり親世帯の親の学びなおしの支援を行います。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1	ひとり親世帯へのワンストップ相談窓口	ひとり親家庭等の生活や就職、子どもの養育などさまざまな困りごとの相談に応じるため、相談支援体制を充実します。必要な支援の充実を図るほか、インテーク（初回受理）については全職員が行えるように研修を行います。より幅広い内容の相談に応じられるよう研鑽を深め、関係機関との連携を図ります。	子ども家庭総合支援センター
2	母子・父子等自立支援プログラム策定 ◎	自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定します。さらにプログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行います。	子ども支援課
3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親または子どもがより安定した就労ができるよう、高卒認定試験の合格支援事業を行っています。	子ども支援課
4	母子生活支援施設入所委託事業	子どもを健やかに育成するため、社会的養護の様々な担い手と連携し、必要とする子どもと家庭に対し、適切な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター



④ 子どもの居場所支援

生活保護世帯をはじめとする生活に困窮する家庭や、ひとり親家庭の子どもを対象とした子どもの学習・生活支援事業を行い、学習支援や進路相談、子どもや保護者の生活支援や環境改善につながる支援を行います。地域と連携し、学習支援や子ども食堂など学校や家庭以外での子どもの居場所作りを充実させ、信頼できる大人との出会いの場となるよう多様な住民の参画を促します。

◎は新規事業

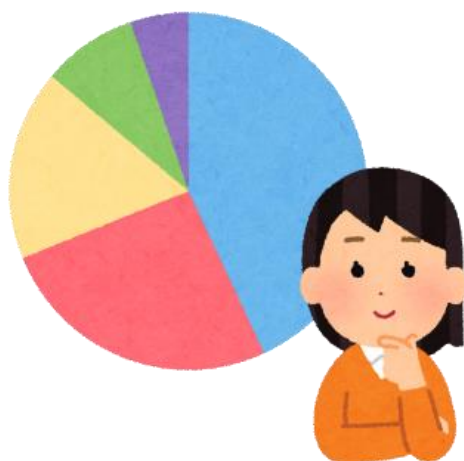
	事業名	内 容	担 当
1 ◎	子どもの居場所づくり 応援事業	学校や家庭以外での子どもの居場所を増やすための取り組みを推進します。また、子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	子ども支援課
2	放課後子供教室	地域の大人の参画を得て、様々な学習や体験等の取り組みを実施し、子どもの安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習課
3	子ども若者自立支援事業 「ルームここから」	人とのつながり、何かをするきっかけがないと感じている若者が、異なる体験を持つ人々と出会い、その関わりを通して自分らしい生き方を一緒に探していけるよう支援します。	子ども家庭総合支援センター
4	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業 (再掲)	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課 生活支援課



(3) 就労の支援

生活困難層で就労や仕事と家庭の両立に関する悩みを抱える保護者が多いことを受け、就労支援や多様な就労に対応した保育、企業への働きやすい環境づくりの推進について取り組む必要があります。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
児童扶養手当受給者の就労率	82% (令和3年度)	85%	子ども支援課
放課後児童クラブ(学童保育所)の設置数	40か所 (令和3年度)	41か所	青少年課
一時預かり保育所の設置数	16か所 (令和3年度)	16か所	保育課
病児・病後児保育所の設置数	4か所 (令和3年度)	4か所	保育課
ファミリー・サポート・センター会員数	810人 (令和2年度)	820人	子ども支援課



① 保護者の就労支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

	事業名	内 容	担 当
1	就労支援事業	ひとり親家庭の方を対象として、県担当課の就業支援専門員を相談員に招き、就職・転職についての個別相談を実施します。	埼玉県東部中央福祉事務所 子ども支援課
2	就労自立促進事業等	生活保護世帯の方、生活困窮世帯の方、ひとり親家庭の方を対象として、ハローワークの専任の支援員が就労に関する相談、希望条件に合った求人や職業訓練の紹介をし、就職・転職のサポートを実施します。	ハローワーク大宮 子ども支援課 生活支援課
3	多様な働き方実践企業認定制度の推進	埼玉県が実施している「多様な働き方実践企業認定制度」を推進し、ひとり親家庭の方を含めた様々な人々が働きやすい企業を支援することで、就労機会の確保や働きやすい環境づくりに努めます。	商工課

② 保育の保障

保護者が安心して就労するためには、子どもを預けられる環境の整備が必要です。家庭の状況に関わらず、必要とするすべての子どもに質の高い保育を提供することにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

	事業名	内 容	担 当
1	保育所（園）や認定こども園の整備、拡充	保育ニーズに対応し、必要に応じ保育所（園）や認定こども園の整備、拡充を図ります。	保育課
2	放課後児童健全育成事業	学童保育所において、保護者が労働等により日中不在となる家庭の小学校児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	青少年課



③ 多様な就労形態に合った子育て支援

子育て支援を必要とするすべての人が、必要な時にいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるように整備します。

	事業名	内 容	担 当
1	一時預かり事業	保護者の仕事の都合で週1日から3日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所（園）で日中お預かりして保育を行います。	保育課
2	延長保育事業	保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所において、標準時間を超えて保育する場合や、短時間保育設定のみの家庭的保育事業や短時間保育利用の方が、その前後において、保育を利用できるように整備します。	保育課
3	病児・病後児保育事業	病気にかかっている、または病気の回復期にある子どもで、集団保育が困難な場合、かかりつけの医師の指示のもと、適切な処遇が確保される施設で、一人ひとりの体調に合わせて一時的に預かります。	保育課
4	ファミリー・サポート・センター事業	利用者・提供者が共に会員登録をして、マッチングを行います。マッチング完了後、提供者が保育園などのお迎えや習い事への送迎、児童の一時預かり等を行います。	子ども支援課

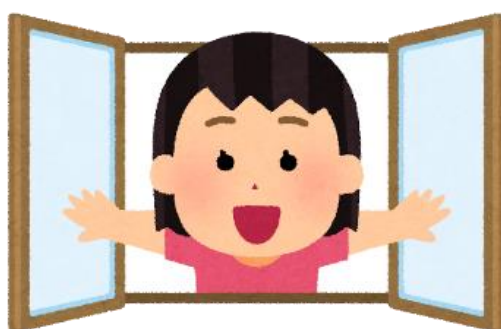


(4) 経済的支援

世帯の経済状況が子どもの生活に影響を及ぼしており、児童手当や医療費の給付、幼児教育・保育無償化などの経済支援を通じて、生活の基盤を確保することで子どもの生活を支援します。

生活実態調査では、生活状況に関わらず、子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所のニーズは高くなっていますが、生活困難層ほど学習の遅れや習い事・塾に通わせることができない家庭が多く、教育費への不安が大きく挙げられています。子どもの進学希望が経済的な理由により断たれることがないように支援していくことが必要です。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
児童扶養手当受給者のうち、 養育費を受け取っている世帯 の率	25% (令和3年度)	30%	子ども支援課
生活保護世帯の中学3年生の 学習支援事業利用率	43% (令和2年度)	60%	生活支援課
生活保護世帯に対する実費徴 収(特定教育・保育施設等) に係る補足給付事業支給率 【支給率の維持】	100% (令和2年度)	100%	保育課



① 子育て世帯への支援

中学校修了前までの子どもに対し、児童手当の支給や病気やケガなどでかかった医療費の一部負担金の助成を行うことで、子育てをしている家庭の経済的な支援を行います。また、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたちなどの利用料を無料にするなど、子育て家庭の経済負担の軽減を行います。

	事業名	内 容	担 当
1	児童手当の支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として中学校修了前までの子どもに手当を支給します。	子ども支援課
2	こども医療費の支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども（中学校修了前まで）が病気やケガなどにより医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成します。	子ども支援課
3	幼児教育・保育無償化	幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無償化します。	保育課
4	多子世帯の保育料等の負担軽減	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に子どもが3人以上通っている世帯の保育料や副食費を軽減します。	保育課
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。	保育課



② 困難を抱える世帯への支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の日々の生活を安定させる観点から、重要です。生活に困難を抱える世帯に対し、関係機関が情報共有及び連携を行うなど、必要な世帯に支援を届ける体制が必要です。

	事業名	内容	担当
1	生活困窮者自立支援制度 (1) 自立相談支援事業 (再掲)	生活の困りごとや不安の相談を受け付けます。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	生活困窮者自立支援制度 (2) 住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活支援課
3	生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	生活支援課
4	水道料金・下水道使用料の減免	生活保護を受給している水道・下水道の利用者または、同一世帯に同手当を受給している方がいる利用者に対し、水道料金・下水道料金の基本料金を減免します。	上下水道部業務課



③ ひとり親世帯に対する支援

ひとり親世帯に対し、手当等の支給を行います。貧困の状況にある家庭やその子どもの一部には必要な支援の制度を知らない、手続きが分からないなどの課題があります。制度の周知を適切に行い、必要な支援が必要な家庭に届くよう支援を行います。

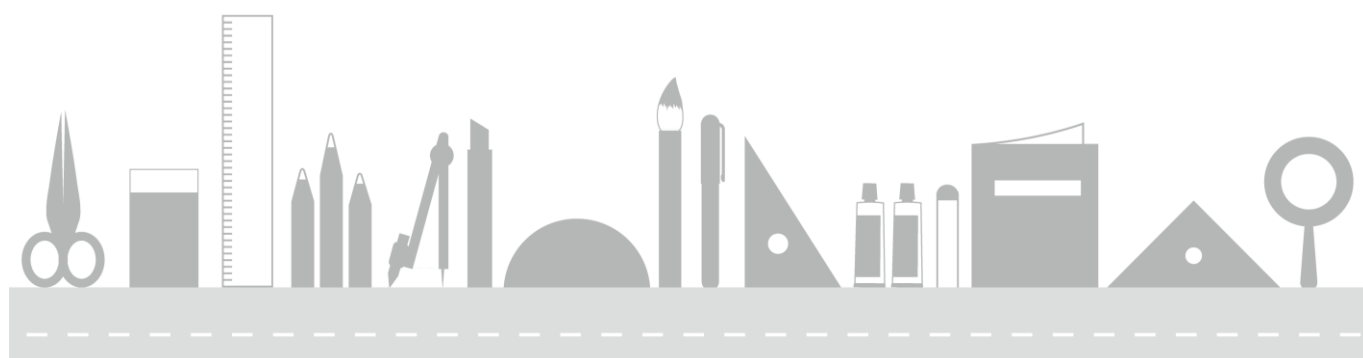
	事業名	内 容	担 当
1	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭など、さまざまな理由から父又は母と生計を別にしている子どもを育成している家庭の生活の安定と自立を助けるための手当を支給します。また、養育費の確保を推進するための情報提供を行います。	子ども支援課
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費支給制度の周知を行い、ひとり親家庭の子どもと保護者及び両親のいない子どもと養育者に医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。	子ども支援課
3	ひとり親家庭等自立支援給付金支給事業【拡充】	ひとり親家庭の雇用安定及び就業の促進を図るため、教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。自立促進を図るため、ひとり親家庭の経済的基盤の確立に向けた支援を進めていきます。	子ども支援課
4	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の保護者の経済的自立や、扶養している子どものために必要な資金を貸し付ける埼玉県制度です。	埼玉県東部中央福祉事務所 子ども支援課
5	交通遺児手当支給事業	義務教育修了前の子どもの両親またはそのどちらかが、交通事故によって死亡または重度の障害を負った場合に、その子どもを養育している保護者に手当を支給します。	子ども支援課
6	水道料金・下水道使用料の減免	児童扶養手当を受給している水道・下水道の利用者または、同一世帯に同手当を受給している方がいる利用者に対し、水道料金・下水道料金の基本料金を減免します。	上下水道部業務課



④ 進学支援・就学支援

子どもたちが貧困の連鎖を断ち切り、自分自身の夢や希望を叶えるための教育を受ける必要があります。すべての意思ある子どもたちが、必要な教育を受けることができるための支援を行います。

	事業名	内 容	担 当
1	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業 (再掲)	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課・生活支援課
2	小・中学校就学援助費補助事業	経済的理由によって就学困難と認められる市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
3	要保護児童生徒医療費援助事業	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に対し感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療に要する医療費を援助します。	学校保健課
4	学校給食費支援事業(準要保護児童生徒給食費援助制度)	教育委員会が要保護に準じて生活に困窮していると認めた、市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を行います。	学校保健課
5	学校給食費支援事業(学校給食費の多子世帯への補助制度)	多子世帯に対する経済的負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図るため、児童生徒を養育する保護者に対し、3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。	学校保健課



(5) 包括的支援

生活実態調査では、生活困難層ほど多岐にわたる悩みや不安を抱えており、精神的不安を感じる割合が多いことが分かりました。生活困難層に多いひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きく、子どもとの時間が十分にとれない等の影響が考えられます。こうした複合的な問題を抱える保護者に対し、相談しやすい体制づくりを行うことが求められます。特に、就学前児童保護者の生活困難層で、精神的不安や生活が苦しいと感じている割合が高いことから、母子健康手帳の交付時や各種の訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の機会を捉え、生活困難に陥りやすい傾向のある保護者の早期の把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へつなげ、継続的に支援していくことが重要です。

また、ヒアリング調査において、支援者同士の連携・情報共有の場について検討する必要があると分かりました。関係機関の連携強化を図っていくとともに、子どもの貧困について地域における理解の推進に努め、地域全体で子どもを育てる・見守る意識を醸成していきます。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問割合	92.6% (令和2年度)	92.8%	健康増進課
福祉の総合相談窓口の設置 【新規】	未設置 (令和3年度)	設置	福祉総務課
子育て世代包括支援センター相談件数	窓口相談 1,640 件 電話相談 2,098 件 (令和2年度)	窓口相談 1,870 件 電話相談 2,480 件	健康増進課 子ども家庭総合支援センター
地域子育て支援拠点利用者数 (延べ人数)	25,723 人 (令和2年度)	80,231 人	子ども支援課

① 妊娠期から切れ目のない支援の充実

生活に困難を抱える世帯は、経済面以外にも複合的な問題を抱えている実態が多く見受けられます。こうした問題を解決していくためには、必要な情報の共有や関係機関との連携を図ることが重要であり、横断的な支援を行うことが望ましいと考えます。また、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握するためには、妊娠・出産期からアプローチし、切れ目のない継続した視点でのサポートが求められます。これらのことを踏まえ、一体的な支援を行うことのできる相談窓口の充実、妊娠・出産期からの積極的なアプローチを図っていきます。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1	子育て家庭のワンストップ相談窓口	妊産婦の心配事や家庭での子どものしつけ、行動に関する子育ての悩みなど妊娠期から子育て期の相談、ひきこもりなどの若者に関する相談に専門の相談員がワンストップで対応します。	子ども家庭総合支援センター
2	子育て世代包括支援センター（あげお版ネウボラ）	妊活・妊娠から子育て期にわたり、切れ目のないサポートの充実を図ります。妊娠・出産・育児に関する悩みごとの相談に対し、助産師などの資格を持つ専任のコーディネーターがサポートを行います。	子ども家庭総合支援センター 健康増進課 子育て支援センター
3	妊産婦・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児への支援訪問	保健師・助産師等が、妊産婦・新生児、乳幼児を対象に訪問を行い、健康状態の確認及び発育発達への支援、育児に関する相談に対応し、妊娠期から切れ目ない支援を行います。	健康増進課 子ども家庭総合支援センター
4	訪問型支援（養育支援訪問事業、訪問型子育て支援事業）	産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師や保育士等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。また、子育ての悩みを抱える家庭へアウトリーチを展開してまいります。	子ども家庭総合支援センター 健康増進課 子育て支援センター
5 ◎	福祉の総合相談窓口の設置	支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、介護や認知症、障害、子育てなど、さまざまな困りごとについて、気軽に相談できる環境を整備します。	福祉総務課
6	子どもショートステイ事業	保護者の疾病や仕事、冠婚葬祭等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や身体的精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かります。	子ども家庭総合支援センター
7	産前産後ヘルパー派遣事業	日中家事又は育児を行う人が本人のほかにはない支援を必要とする妊産婦を対象にヘルパーを派遣し、家事支援及び育児支援を行います。	子ども家庭総合支援センター

② 地域における子育て支援

子どもの貧困問題の解消を目指すためには、社会全体の理解を深めるとともに、地域や社会が一丸となって取り組んでいく姿勢が求められています。地域住民や民間の企業・団体が、それぞれの立場から主体的に参画できるよう、協力体制を整えていきます。また、生活困窮を含めた困難を抱える家庭の中には、児童虐待やヤングケアラーなどの複合的な問題を抱えるケースが多いことが、ヒアリング調査においても確認されています。このことから、地域での見守り活動など、周囲の方々の「気づきの目」を大切に、必要な支援につなぐための体制づくりを行っていきます。

	活動名、事業名	内 容	担 当
1	地域子育て支援拠点事業	市内 13 か所にある地域子育て支援拠点において、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流を行う場を提供します。また、子育ての不安や悩みの相談に応じます。	子ども支援課 子育て支援センター
2	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、より良い教育の実現に取り組むため、保護者や地域の方々が、学校運営協議会を通じて学校運営に参画します。学校応援団の活動を支援し、学校の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図ります。	指導課
3	子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) 内の連携強化	子育てに悩む保護者や、虐待を受けている子どもを発見し、予防・早期対応を図るため、関係機関・団体等と連携し、適切な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター 保育課 障害福祉課 健康増進課 人権男女共同参画課 青少年課 指導課 消防本部
4	上尾市子ども・若者支援 地域協議会内の連携強化	不登校・ひきこもり・ニート等、さまざまな問題を抱える子ども・若者への支援や相談について、それぞれの関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター 指導課 教育センター 子ども支援課 発達支援相談センター 青少年課 福祉総務課 生活支援課 障害福祉課 健康増進課 人権男女共同参画課 少年愛護センター 商工課

5	見守りネットワーク活動の推進	地域住民や登録事業者との連携、協力により、地域ぐるみの見守り体制を推進します。地域における「気づきの目」を支援につなげる体制を強化します。	福祉総務課 子ども支援課 障害福祉課 生活支援課 健康増進課
6	活動団体への支援	子どもやその保護者を支援する活動を行う団体に対し、バックアップができるよう、体制を整えることを目指します。 ※生涯学習サークル・グループに関する情報提供及び立ち上げ支援（生涯学習課） ※各地区での親子のつどい等の活動支援（健康増進課） ※市民活動支援センター	生涯学習課 健康増進課 市民活動支援センター

③ 地域における学習機会の創出

市民の参画を得ながら、多様な人材交流や子どもの貧困に対する理解を深める機会を提供し、地域理解の推進に努めます。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1 ◎	子どもの貧困に対する理解・把握	学校運営協議会やPTA活動を通じて学校・家庭・地域が一体となり、子どもの貧困に対する理解・把握を深めます。	指導課
2 ◎	主任児童委員連絡会における研修	「子どもの貧困理解」をテーマとした研修を実施します。	福祉総務課



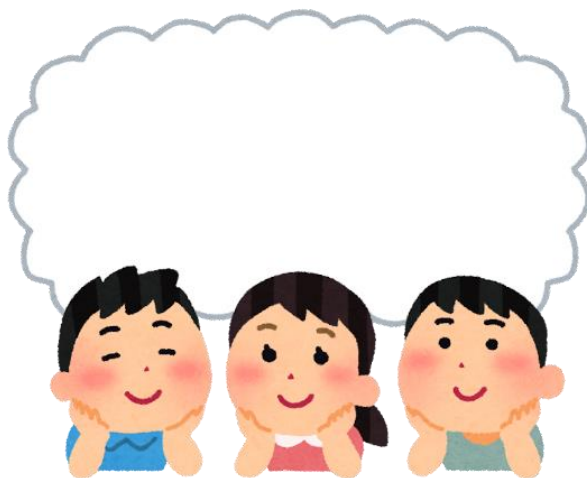
第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、学校をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、家庭、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。年度ごとに実施状況や事業の進捗状況の把握・評価を行った結果については、ホームページ等を通じて公表します。



資料編

策定の経過

年 月 日	内 容
令和3年 4月16日	令和3年度第1回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 研修「子どもの貧困」について 講師：埼玉県福祉部少子政策課職員
4月26日	令和3年度第1回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題（1）「事業概要」について （2）「今後のスケジュール」について
5月12日	令和3年度第2回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 研修「子どもの貧困」について 講師：一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク
5月17日	令和3年度第3回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「子どもの生活実態調査案」について
5月24日	令和3年度第2回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「子どもの生活実態調査及び調査票」について
6月16日～ 7月7日	子どもの生活実態調査 内容：①就学前児童保護者 ②小学5年生・中学2年生児童生徒 ③小学5年生・中学2年生児童生徒の保護者 ④中学卒業以降の子ども（H15.4.2～H18.4.1） の市内在住者にアンケート配布・回収
6月29日	令和3年度第4回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）社会資源調査及び市立施設に対する「子どもの生活実態調査」 について （2）「子どもの貧困対策計画」章立て及び基本的な考え方について
7月12日～ 7月30日	子どもの生活実態調査 内容：⑤市内の子育て支援、子どもの学習支援、子ども食堂、フードパントリー、 外国人市民への支援に関連する各団体・グループにグループヒアリング ⑥公立保育所、市立小学校、市立中学校、学童保育所にヒアリングシ ートによる意見聴取
7月20日	令和3年度第1回上尾市子ども・子育て会議 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について（概要）
7月26日	令和3年度第5回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）「計画第4章 施策の展開」について （2）「計画第5章 計画の推進」について
8月10日	令和3年度第3回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題（1）「子どもの貧困対策計画案の経過報告」について （2）「9月議会報告案」について
8月31日	令和3年度第6回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）「計画第5章 計画の推進」について （2）「上尾市子どもの生活実態調査」集計結果の速報について

年 月 日	内 容
9月13日	令和3年度第4回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題 (1)「全議員説明会(8月30日)」について (2)「子どもの生活実態調査」集計状況について
10月19日	令和3年度第7回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「子どもの貧困対策計画案」指標及び施策について
11月8日	令和3年度第5回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「子どもの貧困対策計画案」の経過報告について
11月16日	令和3年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題「上尾市子どもの貧困対策計画案」の経過報告について
令和4年 1月24日	令和3年度第8回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について
1月25日	令和3年度第6回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について
2月28日	上尾市子どもの貧困対策計画策定を市長報告

上尾市子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 上尾市子どもの貧困対策計画（以下「対策計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 対策計画の案の作成に関すること。
- (2) 子どもの生活実態調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員4人をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども未来部次長の職にある者（子ども未来部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、子ども未来部子ども支援課の事務を分掌する子ども未来部次長の職にある者）をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部次長の職にある者（健康福祉部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、健康福祉部生活支援課の事務を分掌する健康福祉部次長の職にある者）をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、検討会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者等との協議)

第6条 検討会議は、その所掌事務を遂行するに当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 検討会議は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(報告)

第8条 委員長は、市長から要求があつたとき、又は必要があると認めるときは、検討会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第9条 検討会議に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会員13人をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる課等に属する職員のうちから、それぞれ当該課等の長が指名した者をもって充てる。
- 5 部会員は、必要に応じて、作業部会の会議に当該部会員が属する課等の職員を同席させることができる。
- 6 第4条第1項の規定は部会長の職務について、第5条の規定は作業部会の会議について、それぞれ準用する。

7 部会長は、作業部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 検討会議及び作業部会の庶務は、子ども未来部子ども支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

市長政策室次長 (市長政策室次長が複数いる場合にあつては、市長政策室秘書政策課の事務を分掌する市長政策室次長) 環境経済部次長 (環境経済部次長が複数いる場合にあつては、環境経済部商工課の事務を分掌する環境経済部次長) 教育委員会事務局教育総務部次長 (教育委員会事務局教育総務部次長が複数いる場合にあつては、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課の事務を分掌する教育委員会事務局教育総務部次長) 教育委員会事務局学校教育部次長 (教育委員会事務局学校教育部次長が複数いる場合にあつては、教育委員会事務局学校教育部学務課の事務を分掌する教育委員会事務局学校教育部次長)

別表第2 (第9条関係)

市長政策室秘書政策課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 子ども未来部保育課 子ども未来部青少年課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部健康増進課 環境経済部商工課 教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局学校教育部学務課 教育委員会事務局学校教育部指導課 教育委員会事務局学校教育部学校保健課
--

子どもの貧困対策計画委員等名簿

子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議名簿

(敬称略)

No.	所属	職名	氏名	役職
1	子ども未来部	次長	正木 由紀子	委員長
2	健康福祉部	次長	畑 健二	副委員長
3	市長政策室	次長	井上 雅文	
4	環境経済部	次長	荒井 正美	
5	教育総務部	次長	清水 千絵	
6	学校教育部	参事兼次長	関 孝夫	

子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会名簿

(敬称略)

No.	所属	職名	氏名	役職
1	保育課	主幹	鈴木 正則	部会長
2	子ども家庭総合支援センター	主査	新田 武志	
3	青少年課	主事	小泉 翔太郎	
4	福祉総務課	副主幹	小坂 聡	
5	生活支援課	主任精神保健福祉士	磯部 奈緒子	
6	健康増進課	主査	梨本 悦子	
7	秘書政策課	主任	水城 祥冴	
8	商工課	主任	佐藤 周平	
9	教育総務課	副主幹	上山 英樹	
10	生涯学習課	主任	目黒 寛人	
11	学務課	主査	玉井 麻子	
12	指導課	副主幹	山田 絵美	
13	学校保健課	主査	弓田 枝里子	

アドバイザー

(敬称略)

聖学院大学 政治経済学部政治経済学科	准教授	若原 幸範
-----------------------	-----	-------

用語解説

○子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。

○コミュニティ・スクール

公立学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための制度（学校運営協議会制度）。協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が各学校に設置する。主な役割は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つ。

○さわやか相談員

いじめ、不登校その他の児童及び生徒の心の問題に係る相談員。

○主任児童委員

子どもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員。

○スクールカウンセラー

埼玉県では、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を埼玉県スクールカウンセラーとして任用している。公立小・中・高等学校などに派遣され、教職員への助言・援助や児童生徒・保護者への支援及びカウンセリングを主な業務とする。

○スクールソーシャルワーカー

埼玉県では、教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有する者をスクールソーシャルワーカーとして任用している。小・中学校の校長からの依頼や上尾市教育委員会が必要と認める場合などに派遣を行う。主な業務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・連携、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者や生徒への支援など。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

上尾市子どもの貧困対策計画

令和4年3月発行

発行編集 上尾市 子ども未来部 子ども支援課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
TEL:048-783-4962
FAX:048-774-5342

